

はじめに

現在の日本では、小学校への就学率が100%、識字率は99.9%と
言われていますが、現実には、さまざまな差別や貧困、障がいや戦争
などの理由で十分な教育を受けることができなかった人、あるいは生
活者としての外国人住民など、日本語の読み書きや計算ができないこ
とで日常生活に不安を抱えている人が身近にいます。加えて、平成31
年4月には「出入国管理及び難民認定法」が改正され、これからも多
くの外国人が生活者として日本に入国することが見込まれています。
また、令和元年6月には「日本語教育の推進に関する法律」が施行され
たことにより、生活者としての外国人住民や外国にルーツのある人な
どに日本語教育を受ける機会を最大限確保することや、その水準の維
持向上などが国や地方自治体、事業主の責務として定められました。
さらに、令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症が全世界で広が
り、私たちの日常は大きく変わりました。コロナ禍の中、新しい生活
様式が提唱され、職場におけるテレワークの推進や学校現場における
授業のオンライン化のほか、社会的距離の確保などにより、情報のやり
とりや、コミュニケーションの方法が大きく変わりました。情報を的確
に収集し、理解し、必要な行動に結びつける能力、すなわち「情報リテ
ラシー」がこれからの社会ではますます重要となってきます。

このことから、第3次四條畷市識字基本計画では、識字推進を「読み

書き・計算」だけではなく、社会的背景や生活様式の多様化など、時代に合わせた「情報リテラシー」の観点からも推進します。そのためには、庁内のみならず市内事業所や市民団体などとともに、わかりやすい情報発信や情報提供を行うことで、市民の皆さんが情報の内容を理解し、行動に移すことができるように取り組んでいくことが課題となります。

社会情勢の変化によって、非識字者を取り巻く日常生活や環境もこれからまだまだ大きく変化することが予想されます。

これまでの市の取り組みに加え、社会情勢の変化にともなう新たな課題に寄り添い、年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人が安心して学べ、地域に参画したり、必要な行動につなげることができるような、「だれもが住みよいまち」をめざします。

第1章 計画の改訂にあたって

【これまでの市の取組みと成果と課題】

四條畷市では、平成19年3月に四條畷市

識字施策推進指針(以下、「識字施策推進指

針」という。)を策定し、非識字者に適切な行 *窓口の案内にはふりがな表記の工夫を*



政サービスや情報提供を行うとともに、日常生活において最低限必

要な日本語の読み書きや会話に加え、自らの権利を使うことなど、効

果的に社会に参加する力を身につけるための支援策のあり方や方向

性を示しました。

平成22年3月には、具体的な取組みを示す四條畷市識字基本計画

(以下、「第1次識字基本計画」という。)を策定し、非識字者の実状に基

づき学習機会の保障を推進してきました。また、平成27年7月には、

非識字者や生活者としての外国人住民に市役所や学校からのお知ら

せを理解してもらえる形で伝えるためにはどうすれば良いか、市職員

で組織する四條畷市庁内識字連絡会(以下、「庁内識字連絡会」とい

う。)で検討し、「公用文書等の『ふりがな表記の基準』」を作成しました。

以降、市から発信するお知らせや学校の

手紙などを作成する際には、ふりがな表

記や、やさしい日本語の活用を推進して

います。特にごみの出し方や災害に関す



*イベントのチラシや案内にはふりがな
表記やイラストでわかりやすく工夫*

ること、健康や感染症に関すること、権利や保障に関することなど、知らないと不利益となる可能性のある情報にふりがな表記があることで、音読ができたり、辞書で調べることができるなど、意味を理解したり、情報が取得できて安心につながるとい声が届いています。

さらに、平成29年3月には第2次四條畷市識字基本計画(以下、「第2次識字基本計画」という。)を策定し、ふりがな表記ややさしい日本語の活用のさらなる推進をめざしました。この取組みにより職員の意識にも変化が表れ、市役所を訪れるすべての人に情報を伝えるための取組みとして、公用文書などにふりがなを表記するだけでなく、わかりやすいことばに置き換えるほか、法的用語や難しい説明文には、簡単な見本を作成するなど窓口での説明に工夫を凝らしています。「この取組みは、非識字者だけでなく誰にでもやさしい窓口のあり方を考えるきっかけとなり市民への接し方も変わってきたように思います。」という職員の声もあり、互いの喜びにつながり、その結果、すべての市民への接遇向上につながっています。

やさしい日本語とは
外国人や子ども、高齢者、障がいのある人など、さまざまな人に配慮したコミュニケーション方法の一つです。難しいことばを簡単なことばに言い換えるだけでなく、身ぶり手ぶりで示したり、絵や写真を使ったり、ゆっくり大きな声で話したり、漢字にふりがなを表記したり、文字を大きくしたり、さまざまな工夫をすることで相手にとってわかりやすい「ことば」になります。

いっぽう、市民向け的重要なお知らせにふりがな表記がなかったり、生命に関わる災害時のお知らせなどを作成する際などに、庁内での識字の取組みがまだ完全には浸透していないと思われる事案もありました。

しかし、長年の識字推進による市職員間の目的

意識や課題の共有により、さらにわかりやすく

伝わるものに生まれ変わった好事例も増えてき

ました。これからも、職員一人ひとりが「市民に

大切な情報が伝わるのか？」や「非識字者の実

態を理解し、想像力を働かせ工夫できたか？」



について点検し、質を高めるさらなる取組みが必要と考えます。

また、社会情勢は刻々と変化し続けています。本市では、近年外国人

の技能実習生が増加していますが、さらなるグローバル化の進展や

出入国管理及び難民認定法の改正などにより、今後特定技能として

仕事で来日する外国人、いわゆる生活者としての外国人住民の増加が

見込まれます。

これまでの第1次識字基本計画や第2次識字基本計画での成果や

課題を踏まえ、第3次四條畷市識字基本計画(以下、「第3次識字基本

計画」という。)では、特にめざすべき取組みの重点目標を定め、さまざま

な背景を持つ非識字者が安心して住むことができるまちづくりをめ

ざします。

第1次識字基本計画と第2次識字基本計画の取組みについて

第1次識字基本計画(平成21年度から平成27年度)	
もくてき 目的	非識字者の把握と学習の保障
せいか 成果	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを対象とした「キッズ教室」の設置 市内の識字日本語教室のボランティア講師確保のため、「ボランティア養成講座」の実施 庁内各課の取組みを明確にし、期限を設定した基本計画の策定 「公用文書等の『ふりがな表記の基準』」の作成により、わかりやすい文書作りの明確化
かだい 課題	<ul style="list-style-type: none"> 市職員の「非識字者」や「識字推進」の取組みに対する認識不足 「非識字者」や「識字推進」の理解促進のための職員研修・講座の定期的開催 にほんご教室の補助金の使途拡大や安定運営 にほんご教室のボランティア講師不足
第2次識字基本計画(平成28年度から令和2年度)	
もくてき 目的	ふりがな表記とやさしい日本語の取組み
せいか 成果	<ul style="list-style-type: none"> 庁内各課の取組みに対し、アクションプログラムを活用した進捗管理や課題の明確化 生命や生活、権利に関わる防災マップやごみ捨てマニュアルなどにおけるふりがな表記の普及。 「公用文書等の『ふりがな表記の基準』、やさしい日本語の庁内での啓発(平成27年度公用文書数全体の18.0%(518中93)であったふりがな付き文書が、令和元年度には、全体の35.9%(696中250)に増加。)

<p>かだい 課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員<small>ししょくいん</small>の「非識字者<small>ひしきじしゃ</small>」や「識字推進<small>しきじすいしん</small>」の取組み<small>とりくみ</small>に対する意識<small>いしき</small>の徹底<small>てつてい</small> ・「非識字者<small>ひしきじしゃ</small>」や「識字推進<small>しきじすいしん</small>」の理解促進<small>りかいそくしん</small>のための職員研修講座<small>ししょくいんけんしゅうこうざ</small>や教室見学<small>きょうしつけんがく</small>などの定期的開催<small>ていきてきかいさい</small> ・市民<small>しみん</small>に対する識字<small>しきじ</small>の重要性<small>じゅうようせい</small>や各識字教室<small>かくしきじきょうしつ</small>の周知<small>しゅうち</small>・啓発<small>けいはつ</small> ・「公用文書等<small>こうようぶんしょとう</small>の『ふりがな表記<small>ひょうき</small>の基準<small>きじゆん</small>』」の市職員<small>ししょくいん</small>のさらなる意識<small>いしき</small>の徹底<small>てつてい</small> ・日常生活<small>にちじょうせいかつ</small>、教育<small>きょういく</small>、行政サービス<small>ぎょうせいサービス</small>、災害時<small>さいがいじ</small>の情報<small>じょうほう</small>がすべての市民<small>しみん</small>に伝わるかどうか<small>つた</small>についての問題意識<small>もんだい</small>の共有<small>いしききょうゆう</small> ・生命<small>せいめい</small>に関わる災害<small>かかさいがい</small>や感染症<small>かんせんしやう</small>などに関する迅速<small>かん</small>でわかりやすい情報発信<small>じょうほうはっしん</small>の在り方<small>あかた</small>の研究<small>けんきゆう</small>や創意工夫<small>そういくふう</small> ・絵<small>え</small>や写真<small>しゃしん</small>を使用したわかりやすい周知<small>しゅうち</small>と活用<small>かつよう</small> ・レベル別<small>れべるべつ</small>に対応<small>たいおう</small>した「ボランティア講師養成講座<small>ほらんていあこうしやうせいこうざ</small>」の予算不足<small>よさんぶそく</small> ・市民<small>しみん</small>や職員<small>しょくいん</small>を対象<small>たいしやう</small>としたボランティア講師不足解消<small>ほらんていあこうしがそくかいしやう</small>のための見学会<small>けんがくかい</small>や自由参加会<small>じゆうさんかかい</small>の開催<small>かいさい</small>
-------------------	---

第2章 第3次識字基本計画の推進にあたって

1 基本的な考え方

(1) 識字施策は人権課題であり行政の責務

識字施策の推進は、生命に関わるような災害や感染症などの情報を取得したり、国や市の補助金、助成金など必要な保障を自らすみやかに取得する権利があることを理解したり、地域で生活を送るために必要な仕組みや情報を取得し、すべての人が日常の生活を支障なく送り、社会に参加していくために必要な施策です。「読み書き・計算」ができることは、自信や人間の尊厳を生み出し、生きていく力を自分自身で育むことにもつながります。このことから、識字施策は基本的な人権であると言えます。大阪府の指針でも、「差別や貧困などにより、教育を受ける権利をうばわれてきたことからくる識字問題は、基本的な人権に深くかかわる問題である」と述べられているように、識字問題は人権問題であるという視点に立ち、市では、すべての市民が自信、尊厳を持って生きることができるよう、読み書きや会話が学べる環境を整えるとともに、生活に関わるあらゆる情報をすべての市民に理解してもらえ、形で伝えるため情報発信のあり方を研究したり、創意工夫を行っています。その一環として、やさしい日本語をはじめ、「公用文書等の『ふりがな表記の基準』」に基づき、一人ひとりの職員が市民にわかりやすい文書作成や案内、接遇の取組みを進めています。

とりわけ、生命や権利に関わる情報を伝えることは、市職員の重要な責務です。市からの情報発信は難しいことばや専門用語を使用していることが多いですが、さまざまな状況にあるすべての市民の実態に即し、理解力と想像力をもった情報発信が求められます。

(2) 第3次識字基本計画の基本理念

「識字施策推進指針」(平成19年3月策定)において、識字とは、「単に読み書きができることにとどまらず、社会生活を営むための基礎的な力や変化する社会に自ら参加できる力をさし、コンピューターや情報機器を使う力、法律を理解して活用する力、健康や環境などについて理解する力なども含む。」と定義しています。

日本には、外国にルーツのある人をはじめ、国際結婚や働くために来日した生活者としての外国人住民や、就学免除などで十分な教育を受けることができなかった人、障がいのある人に対する理解のなさにより社会的経験ができなかった障がい者、不登校となり十分な教育を受けていない人、差別や貧困、戦争などで学校にいけなかった人など、「読み書き・計算」をはじめ日常生活において情報の取得やコミュニケーション、地域社会への参画に不安を持っている人がいます。

さらには、平成31年4月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、新たに特定技能1号、特定技能2号による在留資格が認められまし

た。それに^{ともな}、^{ほんし}本市においても^{くに}国の^{けいざいしさく}経済施策で^{たよう}多様な^{ぶんや}分野を^{ささ}支える
外国人^{がいこくじん}技能^{ぎのう}実習生^{じっしゅうせい}をはじめとした、^{せいかつしゃ}生活者としての^{がいこくじんじゅうみん}外国人住民が^{ぞうか}増加
することが^{みこ}見込まれます。しかし、^{こくせきすう}国籍数に^{おう}応じた^{ぼご}母語の^{たげんごか}多言語化には
^{げんかい}限界があることから、^し市からの^しお知らせや^{せいめい}生命・^{けんり}権利に^{かん}関する^{じょうほう}情報など
を、^{だれ}誰に^{つた}でもわかりやすく^{いじょう}伝えることが^{もと}これまで以上^{もと}に求められます。

また、^{きんねん}近年の^{だい}大規模な^{じしん}地震や^{たいふう}台風、^{すいがい}水害などによる^{さいがいじ}災害時には、^{けい}携
^{たいでんわ}携帯電話や^{いんたーねっと}インターネットを^{かつよう}活用した^{きんきゅうじしんそくほう}緊急地震速報、^{きんきゅうそくほうめーる}緊急速報メール(工
^{りあめーる}リアメール)などを^{りよう}利用した^{じょうほうはっしん}情報発信が^{ぞうか}増加しました。令和2年には、
^{しんがたころなう}新型コロナウイルス^{いん}感染症が^{せかいじゅう}世界中で^{ひろ}広まるなか、^{かんせんしょうたいさく}感染症対策の^{ひと}一つ
として、^{いんたーねっと}インターネットや^{SNS}SNSといわれる^{そーしゃる}ソーシャル・^{ねっとわーきんぐ}ネットワーキング・
^{さーびす}サービスなどを^{りよう}利用した、^か買い物や^{かくしゅしんせい}各種申請などの^{おんらいんか}オンライン化が
^{きゅうそく}急速に^{すす}進みました。それらの^{じょうきょう}状況に^{たいおう}対応するため、^{こんご}今後ますますIT
^{ようご}用語や^{しんか}進化する^{きき}機器の^{そうさ}操作に^{たいおう}対応する^{ちから}力が^{こごじん}個々人に^{もと}求められること
から、^{ほんし}本市では、「^{じょうほうりてらしー}情報リテラシー」に^{じゅうてん}重点を^お置き、^{こんご}今後、^{ぎょうせい}行政による^いイ
^{んたーねっと}インターネットや^{おんらいんじょう}オンライン上での^{じょうほうはっしん}情報発信などが^{ぞうか}増加しても、^{ひつよう}必要な
^{じょうほう}情報を受け取り、それを^{りかい}理解し^{こうどう}行動に移すことができる^{かんきょう}環境をつくり、
^{しみんひとり}市民一人ひとりが^{あんしん}安心して^く暮らせる^{とりく}まちにするために^{すす}取り組みを進めて
いく^{ひつよう}必要があります。以上^{いじょう}のことを^{だい}ふまえ、^{だい}第3次^{じしき}識字^{きほんけいかく}基本計画におけ
^{きほんりねん}る基本理念を^{つぎ}次の^{さだ}とおりと^{さだ}定めます。

基本理念

みんなが学びあい、育ちあうような
夢のある誰もが住みよいまち

また、この理念のもと、【これまでの市の取り組みと成果と課題】を踏
まえて、第3次識字基本計画を考^{かんが}えていくうえで必要となる基本的な
考^{かんが}え方・観^{かん}点として、次^{つぎ}のとおり重点目標^{じゅうてんもくひょう}を設定^{せってい}します。

第3次識字基本計画にかかる重点目標

誰にでも分かりやすい想像力を持った伝え方と
ピクトグラム(絵文字・案内用イラスト)の活用

ピクトグラム(絵文字・案内用イラスト)は、文字や言語を使用しない
で、簡単^{かんたん}な絵^えで表^{あらわ}すお知^しらせのこ^とで、年^{ねん}齢^{れい}や障^{しょう}がいの有^う無^む、国^{こく}籍^{せき}に
関^{かか}わらず、すべ^しての市^{しみん}民^しに市^{じょうほう}の情^{つた}報^はを伝^{ほん}えるた^め、本^{かつ}市^{よう}でも活^{かつ}用^{よう}して
い^{ひつ}く必^{ひつ}要^{よう}があ^ありま^す。

(3)第3次識字基本計画の取り組みの柱

すべての市民が地域社会の一員として安心して生活できるように、
学習の機会の提供として、引き続き、識字・日本語教室の安定運営に
取り組みます。また、平成27年に策定した「公用文書等の『ふりがな
表記の基準』」に基づき、すべての人が適切な情報を得られる市民サー
ビス・情報発信を職員が意識することで、安心して訪れることができる
市役所づくりをめざします。情報発信をするとき、ふりがな表記や、公
的用語をやさしい日本語表現に置き換えるだけでなく、ピクトグラム
(絵文字・案内用イラスト)、写真を用いるなどの工夫をすることによっ
て、すべての人にわかりやすい市民サービス、情報発信を行っていき
ます。さらには、第3次識字基本計画について市役所だけでなく市内
事業所や市内団体などへの周知啓発を推進します。

社会教育はもちろん、人権、国際、福祉、学校教育を含めた市全体の
課題と位置づけ、市民としての情報保障の権利、誰もが基本的人権、と
りわけ教育を受ける権利や社会参加の権利が保障され、安心して暮ら
せるよう、基本理念を具体化し、次の3点をこの計画にかかる取り組みの
柱とします。

と り く は し ら 取組みの柱

【柱1 識字活動の推進:幅広い分野にわたる識字活動の推進】

◎市内の識字・日本語教室の安定運営

◎非識字者の学習保障

◎非識字者の地域参画

【柱2 推進体制の整備:識字の定着から発展につながる体制の整備】

◎市役所の体制整備

◎外国籍または外国にルーツのある児童生徒及び障がいのある児童生徒に

関する教育委員会・学校の体制整備

【柱3 啓発活動の推進:市内全体にいきわたる啓発活動の実現】

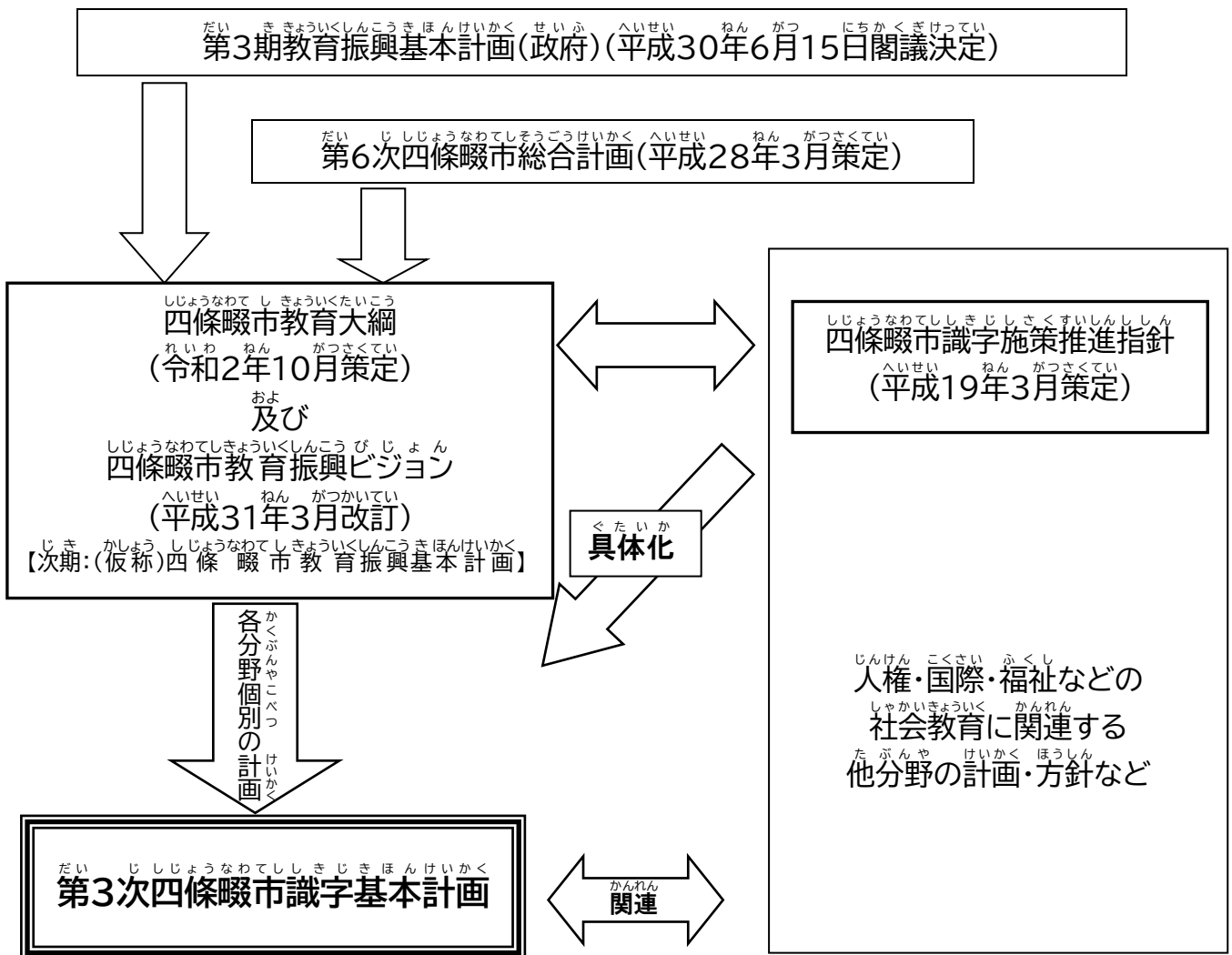
◎地域住民への啓発

◎子どもへの啓発

◎その他の啓発

2 第3次識字基本計画の位置づけ

本計画は、国の第3期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定)及び大阪府の識字施策推進指針を踏まえるとともに、本市のまちづくりの指針である第6次四條畷市総合計画(平成28年3月策定)並びに四條畷市教育大綱(令和2年10月策定)、四條畷市教育振興ビジョン(平成31年3月改訂)【次期:(仮称)四條畷市教育振興基本計画】を上位計画とし、「識字施策推進指針」の方向性を具体化した計画として位置づけます。なお、人権・国際・福祉などとも密接に関係していることから、それらにかかる計画・方針などとも関連した計画とします。



3 第3次識字基本計画の目標年次

本計画は、5年間の計画とし、令和3年度から令和7年度までの計画とします。ただし、国や大阪府の制度の改正などに応じて見直しを行うものとしします。

第3章 四條畷市の現状と課題

1 識字施策の推進体制

識字推進の体制として3つの組織が、それぞれの役割を果たし、連携することにより全体の識字施策の推進を図ります。生涯学習推進課においては、引き続き識字施策全体の推進として、庁内各課のみならず、市内の事業所や関係団体などからも識字に関する相談を受けやすい体制づくりに努めます。

<p>① 四條畷市識字基本 計画進捗状況等意見 聴取会</p>	<p>「識字基本計画」に係る計画の見直しや進捗状況の確認にあたり意見を聴取し今後の識字推進の参考とするため開催し、委員には学識経験者や市内の識字・日本語教室に携わる人、市関係各課・室職員、公募で選出された市民で構成しています。</p>
<p>② 四條畷市識字推進 連絡会</p>	<p>識字施策全体を推進する生涯学習推進課、「にほんご教室」から公民館職員、コーディネーター及びボランティア講師、民営の識字教室の代表者が構成員となり、互いの活動や識字に関するさまざまな情報交換、課題共有と解決に向けた幅広い識字活動に取り組んでいます。</p>
<p>③ 四條畷市庁内識字 連絡会</p>	<p>市職員への識字推進の体制整備及びさらなる啓発のため、各部から2人選出し、市民への情報発信や、窓口</p>

業務を見直す機会を設け、全庁的な識字推進意識の
 底上げを行っています。行政組織として、識字推進に
 関する情報交換や課題共有と解決に向けての検討も行
 います。

コラム① 「社会的困難を生きる若者」の学習支援を考える

京都女子大学教授 岩槻知也

私は2012年から約4年間にわたり、仲間の研究者とともに、「社会的困難を生きる
 若者」の実態とその学習支援に関わる調査研究を実施しました。経済的な困窮をはじめ
 とする様々な社会的困難のなか、「非行」や「不登校」等によって義務教育を十分に受けら
 れないまま学校に行かなくなってしまった若者の実態とその支援のあり方を探るために、
 実際にそのような若者を支援してきたいくつかの組織・団体に対して現地調査を行った
 のです。調査の対象となったのは、全国各地の公立・自主夜間中学や被差別部落の識字
 学級、更生保護施設などで、それらの施設・団体の活動に参加する若者や支援者の皆さ
 んにかなり詳しいインタビューをさせていただきました。

インタビューに答えてくれた若者は、当時10代後半から20代前後半の年齢で、非正規
 雇用や無業の状態にあり、学歴については、その多くが「中卒」や「高校中退」でした。ま
 た厳しい家庭環境の中で育ってきたという人が比較的多く、経済的な困窮状態にあった
 ことや家庭内の人間関係に苦しんできたという経験を語ってくれました。ある若者は、親
 やきょうだいから虐待を受け続け、小学校6年生ごろから家出を繰り返した後に、児童養
 護施設や児童自立支援施設に入所しましたが、ある「気に入らない出来事」をきっかけに、
 そこを飛び出してしまいます。空腹のためにパンを万引きし、捕まえようとする店員の手
 を振り払ったことで「窃盗」ではなく「強盗」とされてしまい、少年院に入院することにな
 ったといいます。「大人といい出会いをしていない」とは、ある支援者の象徴的な言葉で
 すが、このような若者たちの多くは、これまでの生活の中で、信頼できる大人(親や教師
 等)との関係を十分に経験することができず、大人を信用することができない

状況に追い込まれていました。さらに今回のインタビューでは、日常生活や仕事の場面で必要な文字の読み書きや計算等の状況についても尋ねましたが、「漢字がなかなか読めない」「文章を読むのが苦手」といった日常的な「読み」の問題や、「二桁の割り算ができない」「割引計算ができない」というような基本的な計算の問題が挙げられたほか、「ローマ字が危うい」との語りもありました。若者のなかには、このような文字の読み書きに関わる困難を抱える人もいましたが、一方で支援組織の活動に参加するなかで自らの目標を見出し、自動車の運転免許や進学・就職等に関わる資格を取るために学習に励んでいる人もいました。なかには、少年院時代に読書の面白さに自覚めたという若者もいて、「今では1週間に10~20冊のペースで読むときもある」と語ってくれたのが印象的でした。

この調査の対象となった組織や団体はきわめて多様であり、必ずしも「学習支援」を前面に掲げて活動しているものばかりではありませんでしたが、私たちはそれら多様な支援の取り組みの間に、共通する「芯」のようなものがあることに気づかされました。まず第一に、インタビューに答えてくれた支援者のほとんどが、若者との「人間関係」や「つながり」を大切にしていました。ある支援者は「大人の信用を取り戻す」と語っていましたが、信頼できる人間関係を育むことによって、学習の前提となる「安心できる居場所」をつくりだすことが何よりも重要なのだと思います。また第二に重視されていたのは、若者自身のおかれている状況やその思い、興味、関心を尊重するということでした。それぞれの若者が持つ興味や関心を決して否定せず受け止め、それらの内容に即した目標をうまく設定することで、若者自身が「ものすごいパワーを発揮する」と語る支援者もいました。さらに第三に重要なことは、若者自身の意欲や主体性を育むということです。それぞれの事例をみていくと、実はこのような意欲や主体性は、若者自身が持つ支援者や仲間、先輩等との人間関係の中で生まれ、育まれていることがよくわかりました。以上がこの調査で浮かび上がってきた支援をめぐる「芯」の内容ですが、それぞれの支援の現場においては、これらの「芯」に基づく取り組みが互いに密接に絡み合いながら、若者の学習を支える根本的な土台となる環境を生み出しているように思われました。この調査を通して、改めて私が痛感したのは、学校教育を十分に受けることができなかった若者の「学習支援」の取り組みを、「断片的な知識を注入する」といった形の、狭い意味での「学力向上」の取り組みにしてしまってはならないということでした。

2 識字学習環境

現在、市には非識字者や生活者としての外国人住民などを対象とする公設公営の「にほんご教室」と障がいのある人を対象とした民設民営の「みんなきてや学級」の2教室があります。それぞれ対象者、教室の成り立ちや学習・運営形態などは異なりますが、どの教室も学習者にとってかけがえのない場所となっています。

(1) にほんご教室

公営では、市立公民館にて地域の生活者としての外国人住民、外国にルーツのある人などを対象とし、日本語の学習だけでなく、生活に必要な情報取得及び課題解決のための重要な場所として、「にほんご教室」を開催しています。幼児から小中学生を対象とした「キッズ教室」もあり、それぞれに必要な学習を行っています。

教室の運営は、公民館及びボランティアのコーディネーターが中心となり、学習支援は市民ボランティアの協力により成り立っています。この教室は、学習者にとって精神的なよりどころにもなっています。これまで、生活者としての外国人住民が、公用文書や学校のお知らせの内容が理解できずににほんご教室に駆け込み、ボランティア講師とともに学び、ようやく意味を理解し、解決に導くことができたという事例が多数ありました。今もなお、職場からもらった書類やマニュアルなどの内容がわからず、講師に相談する事例が日々あります。また、

がくしゅうしゃ そうだん た き かんけい き かん はしわた ひつよう
学習者の相談は多岐にわたっており、関係機関への橋渡しが必要な
ばあい こうみんかん こーでいねーたー ちゅうしん ご しえん
場合は、公民館やコーディネーターが中心となり、その後の支援なども
ふく れんけい おこな
含め連携を行っています。

「にほんご教室」では、以下のような現状と課題を抱えています。

《現状》

- ① にほんごがくしゅうしえん ぶんかがくしゅう ともな たいけんがくしゅう おこな
日本語学習支援のほか、文化学習やそれに伴う体験学習を行って
いる。
- ② がいこくせきおよ がいこく るーつ あるこ かがくしゅう せいかつしえん おこな
外国籍及び外国にルーツのある子どもの学習や生活支援を行って
いる。
- ③ きっずきょうしつ かくじ がっこう しゅくだい しゅくだい つう にほんごがくしゅう
キッズ教室では、各自の学校の宿題や宿題を通じた日本語学習、
じゅげん にほんごがくしゅう ちゅうしん
受験のための日本語学習が中心となっている。
- ④ ひごろ かがくしゅうせい か はっぴょう きかい ていきょう おこな
日頃の学習成果を発表する機会の提供を行っている。
- ⑤ がくしゅうしゃ がくしゅうしえん ぼらんていあ こうし ちゅうしん おこな
学習者への学習支援などは、ボランティア講師が中心に行ってい
る。
- ⑥ にちじょうせいかつ ふあん こま そうだん たいおう せんもんてきしき
日常生活の不安や困りごとの相談にも対応しているが、専門的知識
せんもん き かん そうだん ひつよう ばあい かんけいきかん かくたんとうしゃ
や専門機関への相談が必要となる場合には、関係機関や各担当者
はしわた おこな れんけい
への橋渡しを行い連携している。
- ⑦ し しきょういくいんかい じっし せいかつ みっせつ しさく せいど
市や市教育委員会が実施する生活に密接している施策や制度など
じっしおよ へんこう かんこうぶつ ひょうき
の実施及び変更について、刊行物へのふりがな表記のほか、やさし
にほんご せつめいしりょう さくせい たげんごしりょう しゅうしゅう おこな じょうほう
い日本語による説明資料の作成や多言語資料の収集を行い、情報

を^{ていきょう}提供している。特に^{とく}生活に^{せいかつ}密着した^{みつちやく}事項など^{じこう}施策に^{しさく}変更が生じ^{へんこう}た^{しょう}場合は、^{ばあい}担当課と^{たんとうか}連携し^{れんけい}必要に^{ひつよう}応じて^{おう}説明会を行^{せつめいかい}っている。^{おこな}

⑧ 災害や^{さいがい}感染症対策など^{かんせんしょうたいさく}生命に^{せいめい}関する^{かん}情報を^{じょうほう}やさしい^{にほんご}日本語に^お置き^か換え、^{がくしゅうしゃ}学習者に^{ていきょう}提供している。

⑨ 小中学校や^{しょうちゅうがっこう}市民を^{しみん}対象とした^{たいしょう}各種^{かくしゆた}多文化交流講座^{ぶんかこうりゅうこうざ}や^{こくさいりかいこうざ}国際理解講座などの^{かいさいいらい}開催^{かのう}依頼に^{かぎ}可能な^{たいおう}限り対応している。

⑩ 学習者^{がくしゅうしゃ}同士の^{どうし}交流を^{こうりゅう}図り、^{はか}広域^{こういき}連携による^{れんけい}北河内^{きたかわち}7市の^し教室^{きょうしつ}間交^{かんこう}流^{りゅう}研修会^{けんしゅうかい}を行^{おこな}っている。

⑪ 識字^{しきじ}施策や^{しさく}多文化^{たぶん}共生の^{かきょうせい}推進に^{すいしん}関する^{かん}啓発^{けいはつ}などを行^{おこな}っている。

⑫ 必要^{ひつよう}に応じて^{おう}外国籍^{がいこくせき}及び^{およ}外国に^{がいこく}ルーツのある^{ある}保護者^{ほごしや}と^{ひとつ}学齡期^{がくれいき}の^こ子どもを^{たいしょう}対象とした^{にゅうえんおよ}入園及び^{にゅうがく}入学^がガイダンス^がを^{いだんす}独自^{どくじ}に行^{おこな}っている。

⑬ コーディネーターは、^い以下の^{やくわり}役割を^{にな}担っている。

・^{こうみんかん}公民館と^{こうし}講師、^{こうし}講師と^{がくしゅうしゃかん}学習者間の^{ちようせいやく}調整役

・^{がくしゅうしゃ}学習者と^{こうし}講師との^く組み合わせの^あコーディネーター

・^{がくしゅうしゃ}学習者の^{ふあん}不安や^{なや}悩みなどの^{そうだんたいおう}相談対応、^{かんけいきかん}関係機関への^{れんらくれんけい}連絡連携

・^{がくしゅうしゃしえん}学習者支援に関する^{かん}講師への^{こうし}助言、^{じょげん}指導^{しどう}

・^{きょうざい}教材の^{せんてい}選定

・^{きょうしつぜんたい}教室全体の^{ちようせいうんえい}調整運営、^{かんけいきかん}関係機関との^{れんけい}連携

・^{おおさかふ}大阪府、^{きたかわち}北河内、^し市の^{しきじしさく}識字施策への^{じょげん}助言、^{けんしゅうこうざ}研修講座の^{こうし}講師

・^{かくしゆしきじかんれんかいぎ}各種識字関連会議への^{しゅっせき}出席

こうりゅうかい はっぴようかい ぜんたいうんえい ちようせい
・交流会や発表会の全体運営、調整

けんしゅうこうざ きかく ちようせい
・研修講座の企画、調整

- ⑭ 直近では、新型コロナウイルス感染症で帰国できなかった外国人
学習者の在留資格延長などさまざまなフォローが必要となる
場合があり、コーディネーターへの負担が大きくなっている。

コラム② 「四條畷市にほんご教室ってどんなところ？」

しじょうなわてしりつこうみんかんしよくいん
四條畷市立公民館職員

しじょうなわてし きょうしつ ひしきじしゃ せいかつしゃ
四條畷市にほんご教室では、非識字者や生活者
としての外国人住民が、地域で安心して暮らすた
めに必要な日本語の「読み」「書き」「ことば」の習
得に向けて、市民ボランティアが講師となり、日本
語をはじめ、文化、習慣や暮らしの知恵などにつ
いてわかりやすい学習支援を行っています。



また、学習成果を発表する機会やさまざまな日本
文化の体験や交流の機会を通じて、学習意欲・や
りがいの向上や継続して仲間とともに学習する

楽しさなどを伝えるほか、学習者と地域を結ぶ役割を果たしています。このほか、教室に
は、年末調整や確定申告の書き方、大学などの奨学金、国際結婚に必要な申請など、生き
るために必要な情報や知識を得るため、学習者からさまざまな相談が寄せられており、
市役所の関係窓口との連携、法律相談など関係機関へ繋ぐ役割も担っています。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う施設の臨時休館及び感染防止策の体制整備
のため、約4ヶ月間休室した際は、学習者へ新型コロナウイルスの基本的な情報をはじめ、
感染防止対策や給付金情報、市からのお知らせなどをやさしい日本語へ置き換え、情報
提供しました。学習者にとって、教室は「ことばの駆け込み寺」「こころの居場所」です。
母語で話せる友人づくりや、日本人講師との日本語での交流を通じ、生活するうえで
必要な情報の共有を図る大切な学びの場でもあります。そのため、ボランティア講師に
は、地域における日本語教室の役割と必要性を十分に理解し、お互いに尊重し学び合う

という意識・姿勢が不可欠であることから、人権研修や力量を高める講座などを行っています。また、学習者が安心・継続して学習したり、不安や悩みなどを身近に相談できる学習環境をつくるように努めています。

《課題》

- ①学習者のさまざまな学習要望に対応するため、ボランティア講師の研修を行う必要がある。また、研修会開催にあたり講師謝礼などの予算措置が必要である。
- ②コーディネーターは、多岐にわたり多様な役割を担っていることから、専門的で継続した育成が必要である。文化庁や大阪府などが行う研修や講座に参加したり、他市の識字日本語教室の見学、実習が行えるよう環境を整え、支援する必要がある。
- ③学習者からは、市から郵送された公用文書などの持ち込みがあり、ボランティア講師などが説明を行い対応していることから、ふりがな表記だけでは対応できない、やさしい日本語の置き換えなどの取り組みの推進が必要である。
- ④生活者としての外国人住民が地域で安心して暮らすためには、日本語の「読み・書き・ことば」のほか、生活習慣やルール、考え方など地域住民との相互理解を深める必要があり、その支援者の必要性を広く周知するため、広報を充実させる必要がある。
- ⑤多数の外国人学習者などの参加があった場合に、安定した受け入れ

かんきょう ぼらんてい あこうし かくほ ひつよう
環境をつくるため、ボランティア講師の確保が必要である。

⑥ がつしゅうしゃ ぞうか たいおう あんてい きょうしつうんえい おこな がつしゅうしゃ こよう
学習者の増加に対応し安定した教室運営を行うため、学習者を雇用
する事業主に対して教室の趣旨などを説明し、識字施策に対する
りかい ふか ひつよう
理解を深めることが必要である。

⑦ がいこくせきおよ がいこく る ー つ がくれいき こ ほごしや おこな
外国籍及び外国にルーツのある学齢期の子どもとその保護者に行
っている入園入学ガイダンス及びその後の支援については、学校と
じょうほうきょうゆう れんけい きょうか ひつよう しえん ひつよう
の情報共有や連携を強化し、必要な支援につなげる必要がある。

⑧ きつ ず きょうしつ がいこくせき がいこく る ー つ じどうせいと がつしゅうしどう
キッズ教室では、外国籍や外国にルーツのある児童生徒の学習指導、
とくべつ はいりよ そち ひつよう かにい がくりよく かにい かんきょう じょうほう
特別な配慮や措置が必要な家庭について、学力や家庭環境の情報
をも しょうちゅうがっこう きょうしつよくいん かんけいき かん じょうほうきょうゆうおよ きょうりよく れんけい
を持つ小中学校の教職員や関係機関との情報共有及び協力、連携
ひつよう
が必要である。

⑨ にほんご がつしゅう ひつよう がいこくせき がいこく る ー つ じどうせいと
日本語学習などが必要な外国籍や外国にルーツのある児童生徒を
はあく しえん がっこう れんけい ひつよう
把握し、支援するため、学校と連携する必要がある。

⑩ さいがいじ がつしゅうしゃ そくじてき じょうほうていきょう おこな
災害時などにおいて、学習者へ即時的な情報提供を行うための
たいせいせいび ひつよう
体制整備が必要である。

⑪ かんせんしゅう たいおう きょうしつうんえい たいせいせいび ひつよう
感染症などに対応した教室運営の体制整備が必要である。

⑫ さいがいじ たいおう ころなか せいかつようしき へんか こみ
災害時の対応やコロナ禍による生活様式などが変化するなか、コミ
ゆにけーしょんほうほう じょうほう おんらいんか せいかつ かんきょう
ユニケーション方法、情報のオンライン化など、生活を取りまく環境
がおお へんか たいおう にほんご よみか
が大きく変化している。これらに対応するため、日本語の「読み・書
きことば」だけではなく、携帯電話やIT機器を使いこなし、必要な
けいたいでんわ きき つか ひつよう

じょうほう しゅとく ほうほう じょうほう りかい がくしゅうきょうざい
情報を取得する方法や、その情報をより理解できるよう学習教材の

くふう ひつよう
工夫などが必要である。

コラム③ 「誰もが理解できるやさしい文書の必要性」

しじょうなわてし きょうしつ ぼらんてい あこうし
四條畷市にほんご教室ボランティア講師

にほんご おも かたかな かんじ しゅるい もじ つか
日本語には主にひらがな、カタカナ、漢字といった3種類の文字が使われているため、
そのすべてを覚え、理解し、使いこなすことは学習者にとってとても難しく、大変なこと
です。教室で使用しているテキストのほとんどには、ふりがな表記がされているので、漢
字が読めない学習者は、普段ふりがなを活用して学習をしています。

わたし にちじょうせいかつ め しゅるい かんぽん ひょうき
しかし、私たちが日常生活で目にする書類や看板などにふりがな表記がされているこ
とはほとんどありません。日本語がわからない、漢字が読めないために、必要な情報を得
ることができない。これは学習者にとっては大変重要な問題です。それが地震や洪水、感
染症などの災害時や生命、身近な生活に関わることであればなおさらです。

きょうしつ しはん てきすと かぎ がくしゅうしゃ も こ し がっこう しゅるい
にほんご教室では、市販のテキストに限らず、学習者が持ち込む市や学校からの書類や
イベントのチラシ、家電の取扱説明書や職場の指示書なども「教材」として使用すること
で、学習者の「わからない」にできる限り対応してきました。そのような活動を続けている
うちに、少しずつ市や学校からの書類やお知らせにふりがなが表記されることが増えて
きたように感じています。ある学習者からも、学校からのお知らせや提出書類にふりが
なが表記されるようになったことで、読めるようになり、家族と相談して提出書類を書け
るようになったという声がありました。また、学校関係者からは、お知らせにふりがな表
記をしたところ、外国人の保護者以外からも「ふりがながあることで読みやすい文書にな
った」と好評だったと聞いています。こうして市の取り組みが進み、これまで何もなかった
文書に少しずつふりがな表記がされるようになったのは、とても大きな一歩だと感じて
います。にほんご教室でも、学習者が持参する市や学校からの書類やお知らせにふりが
なを書き込む必要がなくなったことで、それまで取られていた時間を本来の日本語学習
に有効活用することが可能になったため、学習効率も格段に上がりました。大切な情報
は、伝わらなければ何の意味もありません。また、非識字者、外国人はもちろん、子どもか
ら大人まで誰もが理解し、行動に移せることが重要です。ふりがな表記をはじめ、ことば
の表現の見直し、やさしい日本語やイラスト、ピクトグラムを使うなど、少しの配慮と工夫

で、日本語を学習している人だけでなく、誰もが理解できる「やさしい文書」にすることができます。このように、ふりがな表記や「やさしい文書」にするための取り組みが市全体に広がり、もっと安心して暮らせるまちになることを願っています。

(2) みんなきてや学級

民営では、知的、身体的に障がいのある人などを対象とした「みんなきてや学級」があり、ボランティアによって自主自立的な教室運営が行われています。ここでは、文字の読み書きだけではなく、制度上の移動の保障の不十分さや障がいのある人に対する理解のなさからくる差別意識などにより、積み重ねることができなかった社会的経験や教育を取り戻すためにさまざまな体験型の学習を行っています。

ある学習者は、学びの中で「3+3」の暗算ができなくても、電卓の使い方や学び計算ができるようになったことが自信につながり、「電車の乗りたい」「買物に行きたい」と主張できるようになり、電卓を使って買物をすることができました。その学習者は、識字学級の日は毎回、玄関内に立ち、送迎のヘルパーを待っています。識字が単に文字の読み書きだけではなく、生活に必要な読み書きや教科の知識などの学習に加えて、生活経験や社会経験の機会を豊富に創り出すことによって、経験を通して学ぶことのできる環境づくりが大切であることが証明されたと言えます。

しかし、令和元年度、令和2年度は講師不足のため、切符を買って電車に乗ったり、スーパーで買い物するなどの体験型学習ができていません。以前、スーパーで買い物をしたことが無かった学習者が、「1,000円札を持ってスーパーで買い物」の経験学習では、最初何をどう買っていいかわからなかったが、3回目では、電卓を持ち、講師とともにほしい物が1,000円ぎりぎりで見えるようになったということがありました。このような体験学習を継続するためには、講師増員が必要です。また、「みんなきてや学級」では、以下のような現状と課題を抱えています。

コラム④「みんなきてや学級の目的って…？」

みんなきてや学級講師

みんなきてや学級の事務担当のようなことをしていますが、障がい者の識字活動の目的って何だろう？と10数年考えていました。「知的に障がいがある人もいるし、身体に障がいがあるという理由で就学を拒否された人もいる…。字を書くことができるようになることを目的にしては、学習者が苦しむ。」

一方で個人的に自閉的傾向のある知的障がい者のガイドヘルプ(外出支援)活動をしていました。駅で切符を買ったときのことです。彼に切符を買う方法を伝えて買うのを待っていると、周囲の視線が突き刺さりました。「あー、これか。親はこの視線がつかなく、切符を買ってしまうのだ。それで彼は切符を買うという社会的経験を奪われるのだ。」と思い、私は気にせず待ちました。彼はその後からは、自分ひとりで切符を買いましたし、1年後にはひとりで喫茶店に入ってご飯を食べ、お金を払って出てくるようになりました。このようなことは、自由に外出できる制度がない身体障がい者の方々にもあるようです。だから、みんなきてや学級の目的は、“奪われた社会的経験・教育を取り戻す”です。

げんじょう 《現状》

- ① しゃかいてきけいけんをつかつどうかものでんしゃのいんしょくてんはい
社会的経験を積む活動(買い物、電車に乗る、飲食店に入るなど)を
きほんてきかつどうひと
基本的な活動の一つとしているが、げんじょうしゅうかいおこなやかん
現状は週に1回行う夜間の
がくしゅうせいいつぱい
学習が精一杯である。
- ② がくしゅうけんり
学習する権利があるというけいはつか
啓発を兼ねたじつたいちょうさおこな
実態調査を行うことを希
ぼう
望しているが、すべてのしょう
障がいのあるひと
人を対象にはできていない。
- ③ しゅうちこうほうけいはつじゅうぶん
周知、広報や啓発が十分にできおらず、がくしゅうしやすく
学習者が少ない。

かだい 《課題》

- ① がくしゅうしやすうくらこうしじゅうぶん
学習者数に比べ講師が十分でないため講師のこうしぞういんひつよう
増員が必要である。
- ② しょう
障がいのあるひと
人のひしきじげんじょうおよ
非識字の現状及びいしきけいはつか
意識啓発を兼ねたじつたいちょうさ
実態調査を
じっしひつようしえんむす
実施し、必要な支援に結びつけるひつよう
必要がある。
- ③ こうし
講師ががくしゅうしやいえしせつ
家や施設に行く、ほうもんがつきゅうせいど
訪問学級制度がひつよう
必要であり、しえん
支援
たいせい
体制などについては、し
市とのきょうりょくれんけい
協力、連携がひつよう
必要である。
- ④ そうげい
送迎が必要ながくしゅうし
学習者に対して、たい
送迎保障がひつよう
必要であり、しえんたいせい
支援体制な
どについては、し
市とのきょうりょくれんけい
協力、連携がひつよう
必要である。

コラム⑤「講師の想い」

みんなきてや学級講師

「一緒に、経験を取り戻す」

学習者が、電卓を使えるようになり、計算ができる、達成感があるのか、自信が出てくるのか、この場では要求を出してもいいと思えるのか？「買い物をしたい、電車に乗りたい」という主張・要求が出てくる。切符を買うのは初めて、ましてや、今の切符販売機は、むずかしい…。でも、講師が代わって買うことはしない、説明だけして、じっと、見守る、待つ。それは、一緒に、経験を取り戻したいから…。すると、できるようになる。ということは、もともと、切符を買うことはできたのだ、たぶん、だけど、その機会が奪われていた…。



「ほら、いっしょ…。」

“電卓の計算が、買い物で役に立つ…”というのを実感してほしくて、文房具を買いに行く…もちろん、切符を買って、電車に乗って…。買ったものを電卓で計算し…レジに行く。レシートというものをもらう…電卓に出ている数字と一緒に。これで、また、次の一歩を踏み出すことができる。



(3) 他市の識字・日本語教室との交流の状況

<p>きたかわちしきじ 北河内識字・ にほんごこうりゅうかい 日本語交流会</p>	<p>まいとし きたかわち し ひらかたし ねやがわし もりぐちし だいとうし かたのし 毎年、北河内7市（枚方市、寝屋川市、守口市、大東市、交野市、 かどまし しじょうなわてし りんぼん かいさい 門真市、四條畷市）が輪番で開催し、さまざまな学習体験や学習 せい か ほっぴょう つう がくしゅうしゃ がくしゅうしゃ じょうほうこうかん そうご 成果の発表を通じ、学習者は、学習者どうして情報交換をして相互 がくしゅう いよく たか こうし こうし がくしゅうしえん ほうほう きょうゆう に学習意欲を高め、講師は、講師どうして学習支援方法の共有や がくしゅうしゃ じょうほうこうかん おこな たんとうしょくいん しょくいん しさく きょうしつ 学習者の情報交換を行い、担当職員は、職員どうして施策や教室 うんえい かん じょうほうこうかん おこな おのおの たちば ひろ 運営に関する情報交換を行うなど、各々の立場でつながりを広げて います。</p>
<p>きたかわち ぶろっく 北河内ブロック きょうしつけんがくかい 教室見学会</p>	<p>きたかわち し しきじ にほんごきょうしつ まいとしりんぼん ほうもん きょうしつ かん 北河内7市の識字日本語教室を、毎年輪番で訪問し、教室に関する じょうほう きょうゆう かだい きょうゆう 情報の共有や課題を共有する。</p>
<p>しちょうそんいき こ 市町村域を越え とりくみ ぐらん た取り組みプラン</p>	<p>しきじ にほんごがくしゅう すいしん おおさかか ぶろっく ない かくすう 識字・日本語学習を推進するために、大阪府がブロック内の複数の しちょうそん きょうどう れんけい きょうか はか 市町村と協働し、連携の強化を図る。</p>

コラム⑥ 「私にとってのにはんご教室①」

四條畷市にはんご教室学習者

私の両親は国籍が違います。母はフィリピン人で、父は日本人です。私は日本で生まれ育ちました。小学校と中学校は四條畷の学校に行き、現在高校3年生です。

母のお腹の中にいるときから、四條畷市にはんご教室に通っていました。小学校に入る前から、現在まで通っています。日本語は徐々に話せるようになりましたが、学校のことや勉強に関しては、なかなかことばの理解が進みませんでした。

なぜならば、父は日本人ですが、日本語の読み書きが苦手で、家庭でも学校からの手紙や宿題などを教えてもらうことが難しく、対応ができなかったからです。ですから、家中では日本語がわからない母や私たち子どもは、たいへん苦労しました。

日常生活で使うことばと学校の勉強に必要なことばはまったく違い、理解ができないので、にはんご教室の勉強が私にとってとても大切で重要な場所でした。

教室では、宿題と日本語を教えてもらいました。一番困ったことは、学校へのさまざまな書類や提出物を読んだり、書いたりができなかったため、教室に必ず持ってきて一つひとつ丁寧に教えてもらいました。塾や進学についても、教室で相談しました。

現在アルバイトをしています。履歴書の書き方や面接の受け方など、少し恥ずかしいことも教室の先生になら素直に聞けました。

このように、私の成長には教室は必要不可欠です。これからも人生の岐路では教室にお世話になると思います。教室は学校や家庭と同じように、私の人生を豊かで学び多いものにしてくれる存在です。私にとってのにはんご教室は、勉強する場所でもあり、何でも打ち解けて相談ができる唯一無二の場所です。これからは就職活動についてわからないことをしっかり相談して、希望の会社に入れるように目標をもって進んでいきたいとおもいます。

(平成29年9月9日「四條畷市にはんご教室20周年記念事業」発表原稿から抜粋)

3 市役所における識字施策の推進状況

(1) 情報の提供にかかる取組み

① これまでの経過

平成27年7月に、市から発信する情報を、非識字者だけでなく対象となるすべての市民に正確に伝えるため、市が作成する文書などにやさしい日本語を用いることや、ふりがなを表記することなどを定めた「公用文書等の『ふりがな表記の基準』」を策定しました。平成27年度当初、公用文書数全体の18.0%(518中93)であったふりがな付き文書が、令和元年度には、全体の35.9%(696中250)にまで増えました。(全国統一の様式やシステムの都合上、ふりがなの対応が難しいものは令和元年度、全体の28.2%ありました。)

コラム⑦ 「伝わる広報の工夫」

四條畷市職員

現在、わたしは市民のみなさんに対して広く、情報をわかりやすく伝えるために、広報誌やホームページなどを活用した広報の仕事をしています。その際、すべての人にわかりやすく、見やすい紙面づくりや文字の配置を考えながら工夫しています。特に意識していることは、内容の対象が子ども・外国人であることが明確なものの、いのちに関わる情報や災害情報などには、ふりがな表記をすることです。

また、内容の簡潔さや、文字のバランスや色覚に障がいのある人が見やすい色使いなどを心がけています。

このように特性を持たれている人に対しても、すべての人が同様に平等な行政サービスを受けることが当たり前となるように、読みやすさやふりがな表記など識字について意識しつつ、日常生活においても啓発していきたいと思えます。

じょうほうていきょう ほうほう
②情報提供の方法

れいわがねん がつ にち とうきょうおりんぴっく・ぱらりんぴっくのかいさい みす
令和元年7月20日、東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据
え、ピクトグラム(絵文字・案内用イラスト)に関するJIS(日本産業規
格)の改訂が行われました。ピクトグラムは、文字や言語によらず対象
物、概念、または状態に関する情報を図形を用いて表現することによ
り、視力の低下した方、高齢者、外国人住民にもわかりやすく、伝わり
やすい情報提供の方法です。今後、本市においても、ふりがな表記や、
やさしい日本語をはじめ、ピクトグラムの活用を推進します。

【ピクトグラム(絵文字・案内用イラスト)の例】



かどまししよくいん さくせい しんがたころなういるすかんせんしやうたいさくぼすたー
【門真市職員が作成した新型コロナウイルス感染症対策ポスター】



新型コロナウイルス対策推進中 COVID-19



COVID-19 Measures in progress COVID-19

にほんごばん
日本語版

えいごばん
英語版

ちゅうごくごばん
※中国語版もあります。

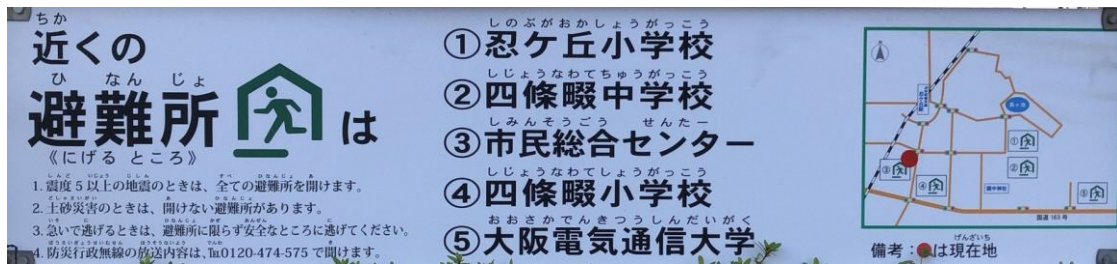
【LL(エルエル)ブック】

LL(エルエル)ブックとは、誰もが読書を楽しめるように作られた、読みやすい本のことです。外国にルーツのある人や、知的障がいのある人をはじめとした、いろいろな人にとっても読みやすいように作られています。わかりやすい文章や、ピクトグラム、イラスト、写真などが多く使われています。

③庁内の危機管理体制の整備

「公用文書等の『ふりがな表記の基準』」では、生命や健康に関わる文書、検診や感染症などの通知文書、災害情報や防災マップなどの案内にふりがな表記ややさしい日本語が必要と定めています。令和2年3月には、地区広報板に設置している「避難所」の案内板が新しくなり、ふりがな表記や、やさしい日本語だけでなく、ピクトグラムを使用したものになり、よりわかりやすくなりました。

【令和2年3月に新しくなった避難所案内板】



しかし、案内板をはじめ、災害時の情報発信については、まだ課題が残っています。災害弱者である非識字者が、避難所へスムーズに避難ができるよう、日ごろから職員が想像力をもって準備や対応を検討しておく必要があります。

あまがさき し さくせい ひなんじょうどうばん
尼崎市が作成した避難所誘導版



誘導板の例(清和小学校)



武庫東小学校周辺に設置した誘導板



また、近年増加している地震や台風などの自然災害をはじめ感染症
など、市民の生命に関わる部分について、今後、識字推進の観点から
さらなる危機管理体制の強化を推進します。あらゆる人に避難情報が
伝わるよう、やさしい日本語やピクトグラムの積極的な活用による識
字の強化や防災マップの多言語化などに取り組むとともに、大阪府・
公益財団法人大阪府国際交流財団(OFIX)など関係機関との連携な
どにより防災情報の提供強化を図ることが必要です。

(2) 人権施策にかかるとりくみ

市では、平成15年12月に制定した「四條畷市人権文化をはぐくむま
ちづくり条例」及び「四條畷市人権行政基本方針(以下、「人権行政基
本方針」という。)(平成28年3月改正)に基づき、四條畷市人権協会
をはじめとする団体とともに広く人権に関する啓発、相談事業や講
座などを実施しています。また、識字問題が人権課題の一つである
という意識に立った啓発などの取り組みを進めています。

コラム⑧ 「私にとってのほんご教室②」

しじょうなわてし きょうしつがくしゅうしゃ
四條畷市にほんご教室学習者

しょうわ ねん う わたし しょうがっこう ねん にちちゅうせんそう はじ しょうわ ねん だい じ せかい
昭和5年生まれの私は、小学校2年で日中戦争が始まりました。昭和16年に第2次世界
たいせん とつにゆう すで たんにん せんせい しょうしゅう とくとき た がくねん せんせい き
大戦に突入したときは、既に担任の先生は招集されて、時々他の学年の先生が来てくれ
ていました。

しょうわ ねん きゅうせいじょがっこう はい ねん がっこう すで ぐんじゅこうじょう き
昭和17年に旧制女学校に入り、3年になったときには学校は既に軍需工場になり、気
きゅうばくだん つく そら ひこうきくも なが の こうしゅうけいほう さいれん ちか やま
球爆弾を作り、空にはB29 の飛行機雲が長く延びて、空襲警報のサイレンで近くの山へ
はし ねん がつ にち よる こうしゅう う こうちし がれき やま つく こうちじょう だ
走っていました。20年7月4日の夜、空襲を受けた高知市はガレキの山を作り、高知城だ
けが青い空にすきっと立っていました。21年、学校も焼失して、1年繰り上げて、4年で学
もん べんきょう もせず ほうり だ せう だ いがく すず
問らしい勉強もせず放り出されました。それでも努力した同級生は大学に進んでいます
が、わたしは時代の流れのまま年を取り、十分に読み書きができない恥ずかしさを70歳で
し おおさかぶんがくがっこう かよ いま しじょうなわてし きょうしつ かよ
知りました。そのときから大阪文学学校へ通い、今また、四條畷市にほんご教室に通わせ
ていただいています。きょうしつ がいこくじん あか づ ひと ろうにやくなんによ ひと
が通い、ひたむきにテキストや会話の学習をしており、私もそのなかで作文の学習をさ
せていただいています。わたしにとって しじょうなわてし きょうしつ お じ かん き
学ばせていただく場ば、そのような場を与えてくださったことをとても嬉しくおも
っています。

(3) 国際化施策にかかるとりく

市では国際化施策として、市の刊行物などにおける多言語翻訳や、多文化理解を図ることを趣旨にイベント開催時を活用した啓発活動にとり組んでいます。

また、生活、教育、行政手続きなどに関する外国人住民などからの相談に対し、公益財団法人大阪府国際交流財団(OFIX)など関係機関と連携しながら、解決に向けた支援に努めています。

一方、「にほんご教室」において、ボランティア講師などが学習支援を超えて在留資格や生活全般にわたる相談に応じている現状があることから、外国人への支援体制の整備に課題があります。

生活者としての外国人、外国にルーツのある人及び非識字者の識字

施策に関するアンケート調査の結果について

四條畷市に在住、在勤、在学の生活者としての外国人や外国にルーツのある人及び非識字者を対象として令和2年11月2日(月)から12月7日(月)までの間行いました。四條畷市識字推進連絡会のご協力のもと、四條畷市にほんご教室、市内企業や近隣大学などを対象にアンケート調査を行い、123件の回答がありました。アンケート調査には、永住者、日本人の配偶者や永住者の配偶者、留学生、技能実習生や仕事、ビジネスのため来日した人など幅広く回答していただきました。

とく こんかい しない りゅうがくせい ぎのうじっしゅうせい えいじゅうしゃ おお きょうりよく
特に今回は、市内の留学生や技能実習生、永住者に多くご協力いた
だきました。

【生活について】

① 「ふだんの生活で困っていることや、心配なことはありますか。」と
いう質問に対して、一番多かった回答が「日本語のこと」で 80件、そ
れに次いで「病気やけが、災害や事故などの緊急事態」が42件でし
た。非識字者の人は、日常生活はもちろんですが、災害のとき生命
を守るための情報が得られないなど、情報難民になりやすい可能性
があり、誰にでも伝わりやすい情報提供を推進していく必要があります。

また、日本への滞在が4年未満の人の回答で、上記に挙げた以外に
も「日本独特の文化・習慣がある」「友だちができない」「税金・年金・
保険」に困っていると回答した人が多く、日本での生活を支援する人
や友だちを作るきっかけを創り出すことが必要です。

② 相談する相手についての質問に対して、一番多かったのは「母国の
家族、友人」、次に「日本にいる母国の友人」でした。また、留学生や
企業で働く人が相談する相手として「職場や学校、研修先の人」と
回答した人が多くいました。このアンケートの現状を、職場や学校
の人にも共有し、知っていただき、支援や対策に繋げていくことが
必要です。

③ 「あなたは自分の家や職場以外で、グループなどに入っていて活動することがありますか。」の質問については、「ない」と回答した人が99件で全体の80.5%と多くみられました。今後の課題として、グループ活動などを通じて、外国にルーツのある人が、地域で集まることのできる場所やきっかけ作りをしていく必要があります。また、活動していると回答した人においても、市の講座やイベントに参加している割合が少ないため、市の事業を知ってもらいやすくする紙面づくりの工夫や、参加したいと思うようなイベントの企画、参加しやすい環境や曜日設定を考えていく必要があります。

【職場について】

① 日本で働いている、または働いたことがあると回答した人の中で、困っていることについて回答が多かった上位3つは、「書類などを日本語で書くこと」「職場や会社のルールやマニュアルの日本語が難しい、読めないこと」「職場や会社の人と話するのが速いこと」でした。この結果から、市内には日本語の読み書きなどで日常生活において困っている人がいるということを再認識し、市職員だけでなく、外国人を受け入れる企業などにも、現状について発信し、啓発していく必要があります。

② 「どのようなサポートがあると、より働きやすいと思いますか。」と

いう質問に対して、「困ったときに相談できる人が職場にいることが57件、日本語を定期的に教えてくれること」及び「仕事で必要な手紙や資料がやさしい日本語で書いてあること」が46件でした。研修に限らず、気軽に相談できる人が身近にいるような体制の構築が求められていることがわかります。また、会社のルールやマニュアルについて、継続したサポート体制も必要です。

【日本語の学習について】

- ① 日本語の技能の結果については、話すことや読むことはできるが、災害時の「緊急地震速報」や「災害・避難情報」などのメール、及び防災行政無線となると、理解できる人の割合が低くなりました。災害時には、生命を守る行動に速やかにうつしてもらうためにも、発信する内容については、日頃から誰でもわかりやすいものにする必要があります。また、日本滞在期間が短い人ほど、読んだり、防災無線を聞いたりすることができないと答える人が多く、わかりやすい内容の検討や伝え方の工夫とともに、周りのサポートが必要です。
- ② にほんご教室に行かない、または行くことができないと回答した人の理由として、「仕事や勉強が忙しくて行けないから」との回答が一番多く、その他の意見として「仕事が休みの日に勉強したい」という意見がありました。日本語の学習を望む人のニーズをとらえた

たいおう ひつよう
対応が必要です。

【市役所の取組みについて】

こんかい あんけーとちょうさ
今回のアンケート調査では、市の識字施策の取組みが非識字者にどのくらい浸透しているのかについても調査しました。

- ① 「市役所からのお知らせはどのように手に入れていますか。」の質問に対して、「家族や親せきから市の情報を得ている」と回答した人が多く、その次に「広報誌やホームページ」が続きました。市の広報について「知っているけど、読んだことはない」と回答した人の理由については、「日本語が難しく読めないから」との回答が一番多くありました。広報誌内の生命や権利に関わる記事には、「公用文書等の『ふりがな表記の基準』」に基づき、記事を作成するよう推進してきましたが、引き続き、それらを活用したわかりやすい情報提供を行う必要があります。また、広報誌にふりがながあることを知らない人も多数おり、識字推進に加えて、これまで難しいというイメージであまり広報誌を見ていない人にも、市の情報を見ていただけるよう工夫していく必要があります。例えば、広報誌を置いているラックの上に、「外国人や外国にルーツのある人、障がいのある人に関する情報、生命に関わる情報には、ふりがながあります。ページは、目次を見てください。」のような案内板を設置したり、広報誌の表紙の下「ふりがなのお知らせ」については広報誌がラックに立てかけら

れている場合、見えないので、上のほうにする、あるいは大きくするなどの工夫が必要です。

- ② 「市役所の窓口にどのようなものがあればいいと思いますか。」という質問に対し、「市役所に、外国語で相談できる場所がある、また外国語が話せる人がいる」と答えた人が46件と最も多く、次に「市役所の窓口案内がいろいろな言語で書かれている」が33件となりました。多言語化のニーズは高いものの、複数の言語に対応できる職員の配置は非常に困難です。市としては、国際交流ボランティア「語学サポーター制度」を活用したり、ふりがなややさしい日本語、ピクトグラムを活用し、すべての人にわかりやすい情報提供を推進するとともに、近隣自治体でも採用されつつある多言語翻訳機材導入の検討をしていきます。

【災害対策について】

災害時の情報提供について、最寄の避難所の場所や避難所の案内板、防災マップ(ハザードマップ)などを知らない人がいることがわかりました。まずは、住んでいる地域の避難所の場所や防災マップの存在を知ってもらうことが必要であり、災害対策においても、広報誌、市ホームページをはじめ、防災訓練での周知など、すべての人に伝わる啓発の工夫をしていきます。

また、日本滞在期間が短いほど、地域の避難場所や防災マップや防

さいぎょうせい むせん し ひと おお さいがい じ ひつ
災行政無線を知らない人が多くなることがわかりました。災害時に必

よう じょうほう かくとく ひごろ そな
要な情報を獲得し、日頃から備えることができるような、わかりやすい

じょうほうていきょう しゅうい しえん たいせい こうちく ひつよう
情報提供や周囲が支援できる体制の構築が必要です。

コラム⑨ 「誰にでも伝わる情報発信とは？」

四條畷市にほんご教室学習者

がいこくじん いのち かなか じしん こうずい さいがい たいおう
外国人にとって、命に関わる地震・洪水などの災害にどのように対応するかは、なかなか
むずか もんだい おおあめ おお おと め ー る おく
難しい問題です。大雨のとき、大きな音でメールが送られてきたことがありました。メ
ー ー ー よ かんじ たくさん じょうほう
ールを読むと、漢字ばかりでたくさんの情報でした。それを読み、理解するのに、多くの
じ かん けつぎよく
時間がかかり、そのときは結局、どういうことかわかりませんでした。あとで四條畷市が
おおあめ まけん し どしやさいがいけいかいじゆんびじょうほう し
大雨で危険ということを知らせた「土砂災害警戒準備情報」だと知りました。これでは緊
きゅう じ たいおう にほんじん ゆうじん むずか
急時に対応できません。日本人の友人でさえも、とても難しいことばでわかりづらいと
い らいにち き かん みじか ひと ひ なんじゆんび ひ なんかんこく ひ なんし じ
言っています。来日期間の短い人にはもったです。避難準備？ 避難勧告？ 避難指示？
ちが さいがい じ せいしんてき ぱ に っ く じょうたい
違いがわかりません。災害時には、精神的にもパニック状態のなか、ことばの意味を調べ
るのはむずか しょうどう
るのは難しいです。どう行動すればいいかわかりません。

せんじつ きょうしつ さいがい し
先日、にほんご教室で、災害のときのお知らせが5つのレベルに変わったことを教えて
もらいました。これはとてもわかりやすいです。ただ、自分の住んでいるところやそのと
き じょうきょう あぶ ひと おお おも
きの状況がどのくらい危ないか、わかっていない人が多いと思います。

さいがい けいたいでんわ し けいたいでんわ も し
また、災害のときには、携帯電話のお知らせが届きますが、携帯電話を持っていない知
りあ ひと し とど まわ おし ひと
り合いもいるので、その人にはお知らせは届きません。周りに教えてくれる人がいれば知
ることができそうですが、もし教えてくれる人がいなければ、命を守ることはできません。

さいがい しんがたころなういるす おし おな わたし こ
災害だけでなく、新型コロナウイルスのお知らせも同じです。私にはふたりの子どもが
いるので、感染者が増えているときはとても不安でした。もし自分や家族が感染したかも
しれないとおも しょうだん
しれないと思ったときはどこに相談したらいいのか、そのときはわかりませんでした。

さいがい あたら いういるす かん せいど しょうだん し
災害や新しいウイルスに関する制度や相談のお知らせは、みんなに伝わるようにもっ
とたくさんせんてん し しょうほうし すこ
とたくさん宣伝してほしいです。市の広報誌には、少しずつふりがなが増えて、読むこと
ができるようになりました。わからない言葉もありますが、自分で調べたり、教えてもら
ったりしています。もっとみんながわかるようにたいせつ し かんたん
たり、色をつけたりして、もっと注目してもらえようようにしてほしいと思います。

(4) 障がいのある人への学習支援にかかる取組み

障がいの有無によって、学習機会が制限されないことは当然であり、識字施策を進めるうえで大前提となります。しかしながら、障がい福祉施策として自宅から教室までの往復にかかるガイドヘルパー派遣や平成26年度には通学支援を開始するなど制度の充実を図っているものの、障がいによって外出できなかつたり、施設に入所している障がいのある人の学習や支援及び環境整備など制度が十分であるとは言えません。また、いまだ障がいのある人がおかれている状況を理解してもらいにくい社会環境があります。障がいのある人が地域に参画できるように識字を通して人生や経験を文字にし、市民に啓発していく必要があります。

障がいのある人の識字施策についてのアンケート調査の結果

識字施策の実態を把握するため、市内の障がいのある人を対象に、令和2年11月2日(月)から12月7日(月)までの間 アンケート調査を行いました。障がい福祉課、四條畷市身体障害者福祉会のご協力のもと、市内作業所、施設を対象にアンケート調査を行い、39件の回答がありました。

障がいのある人の識字施策として、本来であれば学ぶことができる内容や社会的経験を取り戻すことを目的に、これまで障がいのある人

がくしゅうほしょう すいしん あんけーと がっこう がくしゅう
の学習保障などを推進をしてきました。アンケートでは、学校での学習
をおひとに「もういちどがくしゅう きも したい気持ちはありますか。」という質問
に対し、15けん(38.5%)のひとが「学びたい気もちがある」および「作業所
やグループホームに来てくれるなら学びたい」とかいとうしました。アンケ
ーと内では割合がすくないものの、市のしきじすいしんとして、これからもまな
びたいとおもったひとが、文字の読み書きやお金のけいさん、しゃかいてきけいけん、つ
ことなど、それぞれののぞむことにおうまなかんきょうせいびひつよう
であると考へます。また、かいとうにきょうりよくほごしゃなかま
いっしょがんぱしてくれるのでは」とのこゑもあつたことから、じぎょうしょし
せつれんけいなかまいっしょまなきかいかんが
きます。

また、「市や地域のイベントや講座にどのくらいさんか
ますか」という質問に、27けん(69.2%)のひとが、「めつたにさんか
や「たまにさんか」とかいとうし、そのりゆうとして「行きたいとおも
いべんとこうぎしょう
イベントや講座がないから」というものでした。障がいのあるひと
行きたいとおもきがるさんかし いべんと
にーずはあくひつようかんが
二ーズを把握することが必要と考へます。

コラム⑩ 「服の買い物の計算がしたい」

みんなきてや学級講師

障がいのある人が中心のみんなきてや学級。「〇〇さんはコンビニで買い物をする。(お金の計算・払い方がわからないから)1万円札を出す」と、ヘルパーさんから聞いて、コンビニでの買い物を電卓で計算してお金を払う学習をしていました。東京大学先端科学技術センター教授 中邑さんのインタビュー記事(デコボコを愛せよ 読み書き苦手でも機器で補える 才能を生かす教育を 皆空気を読めたら 変革が起きない 人は違っていない)に我が意を得てやってきましたが、同じことの繰り返しになってきたので、学習者に「どんな計算をしたい?」と聞くと、「服の買い物の計算」。ヘルパーさんが言うには、「服は、ヘルパーさんが買っている」とのこと。服が好きなのは、普段の会話からなんとなく分かっていました。「自分で服を買いたいのがやろな」と思うのですが、服屋さんのチラシを見ると、1円単位で表示があり、複数購入の場合の消費税の計算の説明は難しく、申し訳ないがうまく分かってもらう自信がなく、実際の服屋での買い物の計算を伝えることを控えています。(難しい消費税計算を説明すると、学習そのものを嫌になる恐れがある)学習内容に変化としては、「コンビニでパン108円、牛乳216円を買いました。「全部でいくらですか?」「お金を払ってください」が、「服屋で、Tシャツ440円、ズボン770円を買いました。全部でいくらですか?」「お金を払ってください」に変わったぐらいなのですが、100の位までの数字の読み方をおおまか覚えるのに、2年ぐらいかかっているのに、「1,110円」を「せん・・・」と読むのは相当難しいらしい。本当は、消費税の説明も問題中に入りたいのですが、難しくなってしまうので、入れていない。「ごめん」と現実の社会とは違うことをしているのを、申し訳なく、非力を嘆いています。それでも、毎回、問題は3問なのですが、3問目にいくまえに、「どう?する?」と本人の意思を確認するのですが、先日、「やる、やるしかないやろ・・・」と意気込みを初めて出していました。やっぱり、服を自分で買いたいのだろうと・・・。計算は正しく問題は正解するのですが、現実には、服の代金の計算をしてお金を払って買うことは難しいと思います。

障がいがあり、そのために学習できないことまで、出来るようにしようとは考えていません。電卓のキーボードを押すだけで半年かかった(人は初めてすることは難しい)のが、数年かかって、自分から、「服を買う計算がしたい」と、学習者の自己主張、自己肯定

かん で でんたく つか けいさん せいかい じ こ たっせいかん く かえ
感が出てきたのは、電卓を使って計算をして正解するという事で自己達成感が繰り返
し感じられたからだろうと考えています。

うば しゃかいてきけいけん がくしゅう と もど がっきゅう もくてき さいしゅう もくてき けいさん で き
奪われた社会的経験・学習を取り戻すという学級の目的。最終の目的は、“計算が出来な
くても、字が読めなくても、胸を張って地域で生きること。”この最終の目的を忘れなけ
れば、すべての人が生き生きと暮らせる街の雰囲気があれば、少し取り戻した今の学力
で、近く、自分で服が買えるのではと楽しみにしています。

4 学校生活における識字施策の推進

これまで、さべつ ひんこん など、さまざまな理由や背景のもと、学びたく
てもその機会がない、または奪われていた人がいたとの認識に立ち、
市のすべての児童生徒の安心、安全な学校生活を保障し、自分の夢を
実現できるよう支援する必要があります。

このような背景のもと、平成28年4月1日から施行された「障害を
理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、ともに学び、と
もに育つ教育のさらなる推進をめざしています。

また、市教育委員会では、がいこくせきじどうせいと たい じりつしえんつうやく
者を派遣して授業の支援を行う「四條畷市自立支援通訳者派遣事業」
を実施し、にほん き ねん しゅう かい かい じ かん ねん しゅう
回、3年め以降は1年間につき12回までの派遣を行っています。この
事業では、がいこく にゆうがく へんにゆうがく じどうせいと くわ ほ ごしゃ
国際結婚などによって、外国にルーツを持ちながら日本国籍である児
童生徒も対象としていますが、さまざまな事情により、その状況によ

つては支援につながらないということもありました。

また、外国にルーツのある児童・生徒に対しては、高校進学時の情報を聞く場としての北河内地区多言語進路ガイダンスがあり、定期テスト時の時間延長、補習、学校生活における説明や指導、家庭との連絡調整、進路相談など高等学校における個別の支援の説明を行っています。しかし、奨学金など支援制度の説明などを十分に行うことができず、必要な支援につながらないことがあることから、すべての児童・生徒と家庭を対象に支援制度の情報提供に努めてまいります。

あわせて、障がいなどにより支援が必要な児童・生徒も支援の対象となるよう柔軟な対応を考えてまいります。

また、各学校や市教育委員会では、そのような児童・生徒について実態把握に努め、自立支援通訳者や「にほんご教室」、関係課などと連携し情報共有や必要な支援につなげていく必要があります。

さらに自立支援通訳者やにほんご教室などの情報を学校へ確実に周知するため、校長会や教頭会で共通理解を図るとともに、学校へのチラシや手紙などを配布して周知を図ります。あわせて、四條畷市人権教育研究協議会への情報提供や研究の提案などに努めてまいります。

近年の外国籍の児童生徒の推移(小学生、中学生合計) (学校教育課)

年度	人数
平成27年度	13人
平成28年度	13人
平成29年度	15人
平成30年度	15人
令和元年度	14人
令和2年度(9月末現在)	17人

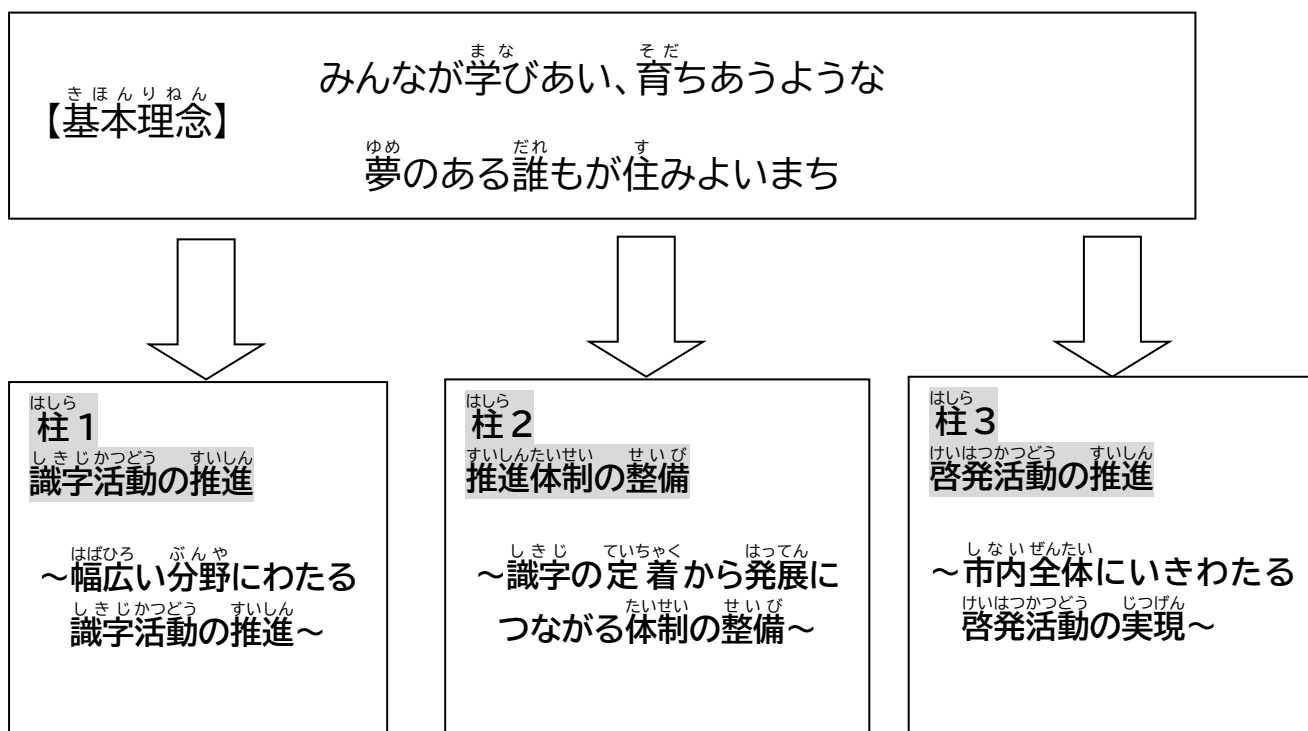
自立支援通訳の利用件数

(主要な施策の実績報告参照)

年度	利用件数(対象人数)
平成27年度	20回(2人)
平成28年度	135回(5人)
平成29年度	132回(6人)
平成30年度	55回(2人)
令和元年度	45回(2人)
令和2年度(9月末現在)	72回(3人)

第4章 具体的な取組みとその主体

基本理念や取組みの柱から、識字施策推進にかかる具体的な取組みを以下の通りとします。取組みについては、年度当初に各課からの取組み方針を集約し、アクションプログラムとして管理します。四條畷市識字推進連絡会や四條畷市識字基本計画進捗状況等意見聴取会の意見を踏まえ、アクションプログラム(年次計画)には毎年必要な取組みを新たに盛り込むものとします。



<small>はしら</small> 柱 1		<small>しきじかつどう すいしん</small> 識字活動の推進
<small>はばひろ ぶんや</small> ～幅広い分野にわたる識字活動の推進～		
<small>こうもく</small> 項目	<small>おも たんとうか</small> 主な担当課	
(1)	<small>しきじ にほんごきょうしつ あんていうんえい</small> 識字・日本語教室の安定運営について	
	<small>し しきじしさく すいしん</small> ① 市の識字施策の推進	<small>しょうがいがくしゅうすいしんか</small> 生涯学習推進課
	<small>みんえい しきじ にほんごきょうしつ しえん</small> ② 民営の識字・日本語教室の支援 <small>ひしきじしゃ がくしゅうきかい ていきょう きょうしつ かいさいばしょ</small> (非識字者への学習機会の提供・教室の開催場所や <small>かつどう しえん よさん かくほ</small> 活動の支援・予算の確保)	<small>しょうがいがくしゅうすいしんか</small> 生涯学習推進課
	<small>にほんごきょうしつ かいさい うんえい</small> ③ にほんご教室の開催・運営 <small>ひしきじしゃ がくしゅうきかい ていきょう よさん かくほ</small> (非識字者への学習機会の提供・予算の確保)	<small>こうみんかん</small> 公民館
	<small>しきじ にほんご ぼらん てい あ こうし じんざいかくほおよ</small> ④ 識字・日本語ボランティア講師の人材確保及び <small>じんざいいくせい おこな</small> 人材育成を行う。	<small>しょうがいがくしゅうすいしんか</small> 生涯学習推進課 <small>こうみんかん</small> 公民館
	<small>がくしゅうせい か はつびょう きかい そうしゅつ がくしゅう</small> ⑤ 学習成果を発表する機会などを創出し、学習 <small>しえん おこな</small> 支援を行う。	<small>しょうがいがくしゅうすいしんか</small> 生涯学習推進課 <small>こうみんかん</small> 公民館
<small>ひしきじしゃ たよう そうだん たいおう かんけいきかん</small> ⑥ 非識字者からの多様な相談に対応し、関係機関と <small>じょうほうきょうゆう はか しえん</small> 情報共有を図るとともに支援につなげる。	<small>ぜんか しつ</small> 全課・室	
(2)	<small>ひしきじしゃ がくしゅうほしょう</small> 非識字者の学習保障について	
	<small>ひしきじしゃ じつたいはあく もと しきじ にほんごきょうしつ</small> ① 非識字者の実態把握に基づき、識字・日本語教室 <small>さんか そくしん</small> への参加を促進する。	<small>しょうがいがくしゅうすいしんか</small> 生涯学習推進課 <small>こうみんかん</small> 公民館

	<p>⑦ 福祉作業所などと連携し、障がいのある人の学習ニーズに応える体験講座やイベントの開催を検討する。</p>	<p>障がい福祉課</p> <p>生涯学習推進課</p>
	<p>⑧ にほんご教室の開催曜日や時間などの教室運営のあり方を検証・検討する。</p>	<p>公民館</p>
(3)	<p>非識字者の地域参画について</p>	
	<p>① 非識字者が地域参画しやすくなる環境づくりとして、地域の行事やイベントに参加できるきっかけづくりを行う。</p>	<p>全課・室</p>
	<p>② 多文化理解・多文化共生の推進として、広く市民に向けた講座や体験交流会を実施する。</p>	<p>生涯学習推進課</p> <p>公民館</p>

<p>柱2 推進体制の整備</p>		
<p>～識字の定着から発展につながる体制の整備～</p>		
	<p>項目</p>	<p>主な担当課</p>
(1)	<p>市役所の体制整備</p>	
	<p>① 庁内識字連絡会で、市からの情報の発信方法を議論するなど識字の取組みを推進する。</p>	<p>生涯学習推進課</p>
	<p>③ 庁内識字連絡会に参画する構成部門を拡充する</p>	<p>生涯学習推進課</p>

	<p>など、すべての部門の職員が識字に関わる環境をつくる。</p>	
	<p>④ 重要な施策の周知には、ふりがなを表記するほか、やさしい日本語やピクトグラムを活用した情報発信を推進する。</p>	<p>ぜんか しつ 全課・室</p>
	<p>⑨ 公共施設の案内板や刊行物など、とりわけ、人の生命や公衆衛生、災害、市民の権利に関わるものなど日常生活に密着するものにふりがな表記をするほか、やさしい日本語やピクトグラムを活用する。</p>	<p>ぜんか しつ 全課・室</p>
	<p>⑩ 外国籍及び外国にルーツのある市民が安心して市役所の窓口を訪れることができるよう、窓口対応や各種手続きに多言語対応が可能となるツールの配置を検討する。また、大阪府や識字・日本語センターが行っている通訳派遣制度の利用を促進する。</p>	<p>ぜんか しつ 全課・室</p>
	<p>⑪ 市民に国際理解や多文化共生の推進を図るとともに、生活者としての外国人に日本の文化や習慣を知る機会を提供する。</p>	<p>ちいききょうどうか 地域協働課 しょうがいがくしゅうすいしんか 生涯学習推進課 こうみんかん 公民館</p>

	<p>⑫ 増加傾向にある自然災害や感染症など、緊急かつ重要な情報を、だれもが理解し、行動に移すことができるよう、あらゆる場面を想定した情報発信をおこなう。</p>	<p>危機管理課 保健センター</p>
	<p>⑬ 災害などが発生した際の、外国人や障がいのあ る人をはじめ、すべての市民の安全などに関わる 情報発信や、避難所などでの対応について、日頃 から想定して準備しておく。</p>	<p>危機管理課</p>
	<p>⑭ 全職員が識字問題を人権課題のひとつであるこ とを理解し、非識字者の状況から想像力をもって 市民対応にあたることができるよう、人権研修とし て識字研修を実施する。</p>	<p>人事室 人権・市民相談課 生涯学習推進課</p>
	<p>外国籍または外国にルーツのある児童・生徒 及び障がいのある児童・生徒に関する教育委員会・学校の体制整備</p>	
<p>(2)</p>	<p>① 外国籍または外国にルーツのある児童・生徒及び 障がいのある児童・生徒の状況を把握し、読み書 きや会話の習得に必要な学習にとどまらず、異な る文化や習慣、価値観をクラスで共有できるよう な取組みを行う。(学校生活に関する支援)</p>	<p>学校教育課 各小・中学校</p>

<p>② 外国籍または外国にルーツのある児童・生徒及び障がいのある児童・生徒の学力を十分に把握するとともに、配慮事項を十分に考慮し支援をする。また、各種支援制度についての情報は校長会や教頭会を通じてすべての教員に周知を行う。(学力や進路に関するサポート)</p>	<p>がっこうきょういくか 学校教育課</p> <p>かくしょう ちゅうがっこう 各小・中学校</p>
<p>③ さまざまな障がいのある児童・生徒への進路相談や受験の際の特別措置などに関する説明など十分な情報提供を行う。(学力や進路に関するサポート)</p>	<p>がっこうきょういくか 学校教育課</p> <p>かくしょう ちゅうがっこう 各小・中学校</p>
<p>④ 外国籍または外国にルーツのある児童・生徒及び障がいのある児童・生徒の保護者への支援として、学校からの案内やお知らせにはふりがな表記をするるとともに、保護者と情報を互いに共有しながら支援につなげていく。また、必要に応じて、通訳の派遣や介助員の配置検討など行う。(児童・生徒の保護者へのサポート)</p>	<p>がっこうきょういくか 学校教育課</p> <p>かくしょう ちゅうがっこう 各小・中学校</p>
<p>⑤ 学校以外との連携が必要な事案については、各関係機関を速やかに招集するとともに情報共有や</p>	<p>しょうがいがかくしゅうすいしんか 生涯学習推進課</p> <p>がっこうきょういくか 学校教育課</p>

	<p>支援の方向性や課題解決に向けた取組みを検討するなど、市全体で対応にあたる。(学校の枠を越えた体制整備)</p>	各小・中学校
	<p>⑥ 日本語の読み書きや日本の生活習慣など日常生活に不安のある児童・生徒及びその保護者の支援について、必要に応じて識字・日本語教室へつなげ、連携を図る。(学校の枠を越えた体制整備)</p>	<p>学校教育課</p> <p>各小・中学校</p>
	<p>⑦ 外国にルーツのある児童・生徒及び障がいのある児童生徒を受け持つ担任や学校の人権担当職員、管理職員、教育委員会がさまざまな課題や制度に関する情報共有を行う。</p>	<p>学校教育課</p> <p>各小・中学校</p>
	<p>⑧ 教職員を対象に、識字・日本語教室の見学や識字に関する講座、研修を実施する。(識字に関する教職員研修の実施)</p>	学校教育課

<p>柱3 啓発活動の推進</p>		
<p>～市内全体にいきわたる啓発活動の実現～</p>		
	<p>項目</p>	<p>主な担当課</p>
<p>(1)</p>	<p>地域住民への啓発について</p>	
	<p>① 広報誌や市のSNS、地域のイベントなどを利用し</p>	<p>生涯学習推進課</p>

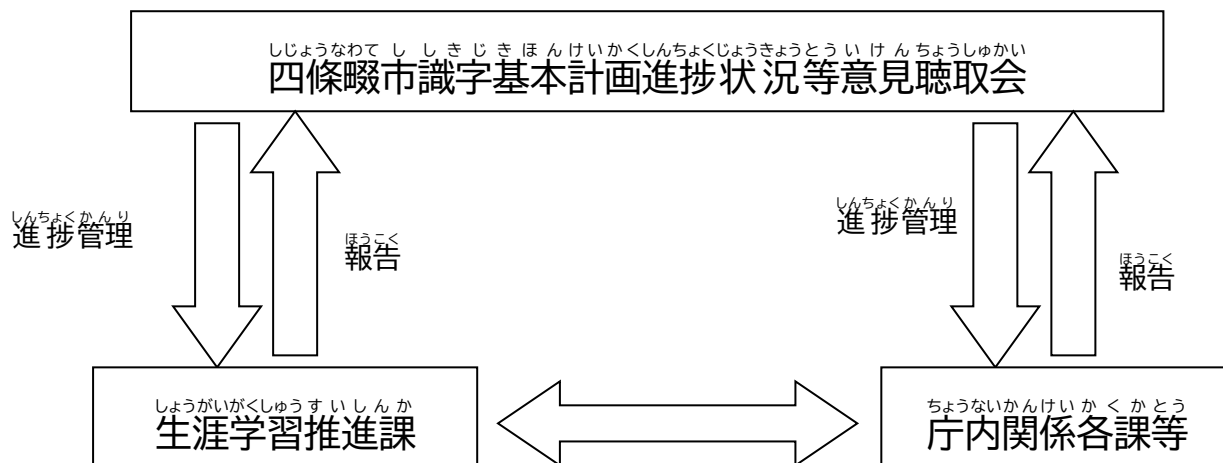
	<p>て、^{しきじ にほんごきょうしつ がくしゅうしゃ じょうきょう しきじきほん}識字・日本語教室や学習者の状況、識字基本</p> <p>^{けいかく しょうかい}計画を紹介する。</p>	<p>こうみんかん 公民館</p>
	<p>② ^{ひろ しみん しきじもんだい けいはつ しないだんたい}広く市民に識字問題を啓発するため、市内団体への</p> <p>^{しゅうち はか}周知を図る。</p>	<p>しょうがいがくしゅうすいしんか 生涯学習推進課</p>
	<p>③ ^{こうみんかん ふえすていばる じっし がいこくじん しゅ}公民館フェスティバルで実施している「外国人の主</p> <p>^{ちょう がくしゅうしゃ こえ しみん とど ば じゅうよう}張」のような学習者の声を市民に届ける場を重要</p> <p>^{し しさく はんえい}視し、施策に反映する。</p>	<p>じんけん しみんそうだんか 人権・市民相談課</p> <p>しょうがいがくしゅうすいしんか 生涯学習推進課</p> <p>こうみんかん 公民館</p>
	<p>^{た けいはつ}その他の啓発について</p>	
	<p>① ^{しきじすいしん しな いじぎょうしょ きぎょう}さらなる識字推進のため、市内事業所や企業への</p> <p>^{しゅうち けいはつ はか ひしきじしゃ はいりょ きぎょうかつどう}周知啓発を図り、非識字者に配慮した企業活動に</p> <p>^{りかい もと}理解を求める。</p>	<p>じんけん しみんそうだんか 人権・市民相談課</p> <p>さんぎょうしんこうか 産業振興課</p> <p>しょうがいがくしゅうすいしんか 生涯学習推進課</p>
(2)	<p>② ^{しな いだんたい しな いじ ぎょうじょ しゅうちけいはつ}市内団体や市内事業所などへの周知啓発として、</p> <p>^{し きょういくいいんかい こうえんめいぎしんせい きかい かつよう}市や教育委員会の後援名義申請などの機会を活用</p> <p>^{ぼすたー ちらし がるぐらむ さくせい}し、ポスターやチラシ、プログラムを作成するときには、</p> <p>^{ひょうき にほんご しょう}ふりがな表記ややさしい日本語を使用するなど</p> <p>^{しきじすいしん はか}識字推進を図る。</p>	<p>じんけん しみんそうだんか 人権・市民相談課</p> <p>しょうがいがくしゅうすいしんか 生涯学習推進課</p>

【第3次識字基本計画の進捗管理】

本計画の進捗管理については、四條畷市識字基本計画進捗状況等

意見聴取会の委員が、教育委員会が作成したアクションプログラム

(年次計画)やその年度の総括を確認し評価を行います。



「公用文書等の『ふりがな表記の基準』」の啓発
アクションプログラム(年次計画)の進捗、実績管理

第5章 資料編

用語説明

●出入国管理及び難民認定法●

平成30年12月に、外国人労働者の受入れ拡大をめざし、在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設、出入国在留管理庁の設置等を内容とする改正がなされました。

「特定技能1号」

不足する人材の確保を図るため、産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

「特定技能2号」

同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

●日本語教育の推進に関する法律●

令和元年6月に施行されたもので、日本語教育の推進は、日本に居住する外国人等が円滑に日常生活や社会生活を営むことができる環境整備に資するとともに、地域の活力向上に寄与するものであるという前提のもと、希望する外国人等に対し、日本語教育を受ける機会を最大限確保することなど外国人等への日本語教育に関して国や地方公共団体、事業主の責務を明らかにしています。

●情報リテラシー●

インフォメーション（情報）とリテラシー（識字）を合わせたことばで、

インターネットなどの各種情報源を適切に利用し、取得した情報を十分に使いこなす能力です。

●接遇●

業務上における態度、ことば、もてなしを含む、広い意味での待遇、サービスのことでです。

●グローバル化●

資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まることです。

●緊急地震速報●

地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ（震度4以上）が予測される地域を、テレビやラジオなどにより可能な限り素早く知らせる情報です。

●緊急速報メール（エリアメール）●

四條畷市では、KDDI及びソフトバンクが提供する緊急速報メール、NTTドコモが提供する緊急速報「エリアメール」のサービスを活用し、災害・避難情報を配信しています。市が配信元となり、配信時に市内にいるKDDI、

ソフトバンク、NTTドコモの携帯電話の使用者に対して、災害・避難情報を一斉配信するサービスです。

●SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）●

登録された利用者同士が交流できるWEBサイトの会員制サービスのことで

●オンライン化●

スマートフォンやパソコンなどの電子機器を利用し、これまでインターネットに繋がっていなかったものをインターネットに繋げて、アクセスできるようにすることです。

●IT●

コンピュータとネットワークを利用した技術の総称です。

●JIS（日本産業規格）●

鋳工業品の品質の改善、性能・安全性の向上、生産効率の増進等のため、工業標準化法に基づき制定される日本の国家規格です。

製品の種類・寸法や品質・性能、安全性、それらを確認する試験方法や、要求される規格値などを定めており、生産者、使用者・消費者が安心して品質が良い製品を入手できるようにするために用いられています。

平成14年3月に案内用図記号104項目がJIS規格化されたことにより、

交通施設や観光施設、スポーツ施設などで使用される案内用図記号の標準となるものが示されました。

●しじょうなわてし ぼうさい まっ ぱ●
●四條畷市防災マップ●

おおさかふ さくせい ねやがわりゅういき こうずいりすくひょうじず へいせい ねん がっこうひょう
大阪府が作成した寝屋川流域の「洪水リスク表示図（平成24年3月公表）」

じょうほう もと すいぼうほうだい じょう どうじ いちぶじゅんよう さくせい こうずい
の情報を基に、水防法第15条の3（※当時）を一部準用して作成した洪水

はざードまっ ぱ
ハザードマップです。

●ぼうさいぎょうせいむせん●
●防災行政無線●

おくがいかくせいき かい しやくしよ しみん ちよくせつ どうじ ぼうさいじょうほう ぎょうせいじょうほう
屋外拡声器を介して、市役所から市民に直接・同時に防災情報や行政情報を

つた える しすてむ
伝えるシステムです。

日本における識字教育

(京都女子大学教授 岩槻知也)

1. 日本における識字教育の源流—被差別部落の識字運動

日本における識字教育は、1960年代に被差別部落で始まった「識字運動」に端を発するとされている(注1)。この運動は、貧困や差別のために義務教育を十分に受けることのできなかつた被差別部落住民が、「奪われた文字を奪い返す」ことをスローガンとして基礎的な識字能力の獲得をめざすというもので、その支援を行うのが識字教育である。

少し古いデータになるが、1993年に総務庁が実施した全国同和地区実態調査によれば、80歳以上の年齢層の実に22.5%が、学校に行った経験がまったくないという不就学者であり、同時期の国勢調査(1990年実施)で示された同世代の全国平均の不就学率2.2%を著しく上回っていることがわかる。この同和地区実態調査が実施された1993年が、識字運動草創期の約30年後であることを考えるならば、単純に見積もって草創期当時、被差別部落では50歳以上の年齢層のおよそ4分の1近くが不就学者だったということになる(注2)。つまり基礎的な教育を受けることができず、十分な識字能力をもたないまま中高年期を迎えた成人が、当時の被差別部落にはきわめて多く、識字教育に対するニーズも相当に高まっていたのである。このような状況のもと、福岡の筑豊産炭地帯において、当事者の要求を契機として始まった識字運動は、60年代後半には大阪や広島でも展開され、その後全国に波及していくことになる。

冒頭に述べた識字運動のスローガンである「奪われた文字を奪い返す」とは、どのような意味をもっているのだろうか。被差別部落における運動の現場に身を置きながら研究を続けた内山一雄は、その意味について次のように述べている…「識字教育は、自らがなぜ文字を知らないのか、いやなぜ知らないようにさせられてきたのか、という文字を知る権利を奪われてきた理由をつきとめ、それが自らを抑圧してきた差別と無関係でないことを知ることから始まる。部落差別と差別教育によって奪われた文字は、奪い返さなければならぬ。文字を知らないのは決して恥ではない。文字を与えようとしてこなかった政治と社会とが、そのような教育こそが恥ずかしいのである(注3)。」

このような教育思想に基づいて、被差別部落の識字学級では、学習者の生活に必要なことは、また実際によく使われていることばを主たる教材として文字の学習が進められるとともに、その文字によって学習者自身が自らの生い立ち(生活史)を綴ることに重点が置かれてきた。貧困にあえぐ家庭を支えるため、幼少時から家業の手伝いや子守奉公などの仕事に就くことを余儀なくされ、学校に行く余裕などなかった人、また学校に行っても教師や友人から白い眼で見られ、いじめられるために、自然と足が遠のいてしまった人など、それぞれの学習者が歩んできた人生をことばや文字によって表現し、交流することに

よって、その人生経験の背景にある社会的な問題、すなわち部落差別の存在に学習者自身が気づいていく。識字学級の指導者(その多くが学校教員である)に「先生、どうもありがとうございます」とひたすら頭を下げていた学習者が、学級で学ぶ過程で「学校にも行けず、今ごろから『あいうえお』の学習をしなくてはならないことこそが差別ではないか。先生たちこそ差別教育をやってきたのだ」と主張できるようになるのである(注4)。ここに至って指導者は、すでに一方的に「教える」側に留まてはられなくなり、逆に学習者から「教えられる」立場に立たされることになる。このように識字教育においては、指導者の側が「部落差別の現実に学ぶ」、すなわち学習者の生活史や学習者の置かれている状況に学ぶという姿勢に大きな価値が置かれてきた。

2. 識字教育の特徴

上に述べた被差別部落における識字教育と類似した教育活動は、例えば公立中学校夜間学級や自主夜間中学、簡易宿泊所街(ドヤ街)や在日朝鮮人集住地域、また最近では公的施設(社会教育施設や国際交流センターなど)・民間団体が主催する日本語教室においても行われている。本来ならこれらの事例について詳しく記述し、それぞれの特徴について検討すべきなのだが、紙幅の余裕がないため、ここではそれぞれの教育活動に共通する特徴のみ、簡潔に記述してみたい。

まず第一の特徴としてあげられるのは、識字教育の対象となっている学習者の多くが、日本社会におけるマイノリティに属しているということである。ネウストプニーは、このマイノリティを「異質集団」という語で表現し、その意味について次のように述べている…「社会の異質集団は、社会の『主流』と対立して存在している。たとえば、現在の日本社会では中央部に対して、辺地は依然として異質的なものとみなされがちである。同じく、男性に対して女性、中年層に対して子どもと老人、健康な人間に対して身体障害者、プロテスタントが多数を占める社会ではカトリック教徒、アメリカでは白人に対して黒人などの例が挙げられる。民族的異質集団—つまり少数民族、移民、一時的外国人、旅行者などもやはり、社会の主流との対比では、異質集団である。だれが主流で、だれが異質かは、権力の問題であり、簡単に数とか、価値で決まるものではない。…すなわち『近代社会』では、異質集団のメンバーは、主流の人間とは同じ権利をもたない。ばかにされたり、石を投げられたりすることもあるが、暴力をふるわれぬにしても、二流か三流市民の扱いを受け、主流と同じ行動の自由を實際上ゆるされていない(注5)。」彼はまた、日本社会における被差別部落出身者や在日朝鮮人についても、この「異質集団」に属していると明快に指摘する。このような「異質集団」という観点からみると、日本の識字教育の対象となっている学習者の属性には、大きな共通性が認められるのである。

第二の特徴は、それぞれの識字教育が、学習者の生活ニーズと密接に結びついたことば

の学習を中心にして展開されているということである。仕事や日々の生活に必要なことば、また日頃使っていることばを教材とすることによって、学習者はより自主的に、意欲的に学習に取り組むことができるのである。

また第三の特徴としてあげられるのは、学習者の生活史や思考、感情等の学習者自身による表現が尊重されていることである。ある日本語教室における筆者の参与観察では、日本語を母語としない学習者に対して、日本語で表現できない場合には母語で表現してもらい、それをできる範囲で日本語に翻訳して他の参加者に伝えるということも試みていた。いずれにしても、あらゆる手立てを駆使して、学習者自身の生い立ちや日々の暮らし、思いなどを自身で表現してもらうことによって交流し、参加者の相互理解を深めていくことが重視されているのである。

最後に第四の特徴は、第三の特徴とも重なるが、学習者と指導者の相互交流や相互学習が活発に行われるということである。日本語の聴解・発話技能や読み書き技能については、指導者が学習者に「教える」という形を取るが、たとえば人生経験や異なる文化の有り様等の事柄については、逆に指導者が学習者から学ぶということも多いのである。

<注>

(注1)岩槻知也「識字教育における方法の体系化に関する予備的考察」、『大阪大学人間科学部紀要』第24号、1998年。

(注2)部落解放・人権研究所『図説・今日の部落差別』第3版、解放出版社、1997年。

(注3)内山一雄「被差別部落の識字運動—その歴史と課題」、日本社会教育学会編『国際識字10年と日本の識字問題』、東洋館出版社、1991年。

(注4)部落解放同盟福岡県川崎町連絡協議会『「あいうえお」からの解放運動』、たいまつ社、1976年。

(注5)J・V・ネウストプニー『外国人とのコミュニケーション』、岩波新書、1982年。

庁内における識字推進状況について

■平成27年度から令和元年度までの各課の識字推進の取組み

第2次識字基本計画アクションプログラムに含まれていた課

※課名は令和2年度

課名	取組み内容
人事室	識字に関する職員研修(テーマ:社会的困難を生きる若者)を実施した。
地域協働課	国際友好都市に係る理解講座の実施などにより、多文化理解及び多文化共生を推進した。 関係機関と連携し、外国人住民などに専門家による相談会を実施した。
人権・市民相談課	「公用文書等の『ふりがながない表記の基準』に従い、リーフレット・冊子作成時やイベントなどのポスターチラシ、当日資料について可能な限りふりがながない表記を行った。
障がい福祉課	屋外での移動が難しい障がい者・児に対して、移動支援や通学支援を行った。通知文や案内チラシなどを可能な限り、ふりがながない表記やわかりやすい表記に改めた。
学校教育課	自立支援通訳や多言語進路ガイダンスの実施。 学校での配布物についてふりがながある保護者向けの手紙を作成した。 四條畷市人権教育研究協議会の活動の一環として日本語教室を見学し、各校でその取組み内容を伝達し広めた。
生涯学習推進課	ふりがながある市民文化祭の要綱やチラシを作成した。 所管する社会教育施設へのポスターや周知文も、ふりがながやさしい日本語を使ったもので作成した。 庁内識字連絡会にて、「やさしい日本語」に関するグループワークを行ったり、新規採用職員向けに識字推進についての研修を行った。
公民館	やさしい日本語やふりがながない表記などだれにでも伝わるチラシや資料の作成に取り組んだ。公民館講座では、地域で暮らす外国人住民を講師に迎え、各国の衣食住、教育など日本との違いから多文化理解や地域住民との交流などを図った。 にほんご教室では、教室での学習に加え日本の文化体験事業や災害時の情報提供を行うほか、公民館フェスティバル「外国人の主張」として学習の成果発表など地域で暮らすために必要な施策を行った。また、法律相談や子育て支援など学習者からの多様な相談に対応し関係機関との連携を図った。

第2次識字基本計画アクションプログラムに含まれていない課 ※ 課名は令和2年度

<p>かめい 課名</p>	<p>とりく じっせき 取組み実績</p>
<p>ひしょせいさくか 秘書政策課</p>	<p>第6次総合計画の概要版リーフレットにふりがなを表記した。 ふりがながある市長との対話会のチラシ・ポスター及び参加者アンケートを作成した。 また、市長への意見箱の回答用紙にふりがな表記を追加した。 令和元年度に実施した市民意識調査のハガキ及び調査票にふりがなを表記した。</p>
<p>みりよくそうぞうしつ 魅力創造室</p>	<p>広報しじょうなわて(広報四條畷LIFE)、暮らしの便利帳において、記事、内容の性質に応じて適宜ふりがな表記をした。 なわて出前講座のメニュー表、四條畷市サポート寄附金(ふるさと納税)申込書において、ふりがな表記をした。</p>
<p>しせつさいへんしつ 施設再編室</p>	<p>公共施設等総合管理計画策定に向けた市民への周知文書などにやさしい日本語を用いた。(公共施設に関するアンケート及び市民まちづくりワークショップ) 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定にあたり、市民への周知説明文書及びチラシなどにやさしい日本語を用い、ふりがな表記を行った。(市民ワークショップ、第1回公共施設再編に係る市長への意見交換会及び第2回公共施設再編に係る市長への意見交換会、第2回公共施設再編に係る市長への意見交換会、四條畷市個別施設計画【公共施設】(原案)に対するパブリックコメント及び個別施設計画の策定に向けた市長との意見交換会)</p>
<p>ぜいむか 税務課</p>	<p>納税通知書に同封しているお知らせにおいては、読み手に誤解を与えないよう堅い日本語を使わずを得ないが、具体的な事象を踏まえたQAや図解を掲載することで、少しでも税に対する理解を深めていただけるよう取り組んでいる。</p>
<p>ちようしゅうたいさくか 徴収対策課</p>	<p>納税者への通知文書送付の際、できるだけふりがなの表記を行うことを徹底した。文書では取組みが難しいものは、職員が相手方への説明の際にわかりやすい表現を使うなど別の方法で対処した。</p>
<p>さんぎょうしんこうか 産業振興課</p>	<p>各書類について、やさしい日本語での表記に努めた。</p>
<p>しみんか 市民課</p>	<p>申請書などにふりがな表記を実施した。また、やさしい日本語を用いて申請用紙の窓口用見本を作成した。</p>

<p>せいかつかんきょうか 生活環境課</p>	<p>粗大ごみマニュアル、四條畷市証紙(ごみ処理手数料用)にふりがな 表記をした。 やさしい日本語を用いて毎年配布するごみ収集表を作成した。</p>
<p>けんせつ か 建設課</p>	<p>「コミュニティバス時刻表」「デマンドタクシーの時刻表」「交通安全 市民フェスタのプログラム」「ため池ハザードマップ」についてふりが な表記をし作成した。</p>
<p>ききかんりか 危機管理課</p>	<p>訓練や講演会のチラシにふりがな表記をした。避難所案内板を設置 し、ふりがな表記をし、やさしい日本語を使用した。</p>
<p>こどもせいさくか 子ども政策課</p>	<p>公用文書作成時には、可能な部分については、ふりがな表記をし た。また、ふりがな表記に対応できない文書については、窓口で 説明を行った。チラシやポスターなどはふりがな表記及びやさし い日本語を用いるように作成した。 第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、 ふりがな表記を行った。</p>
<p>こどもしえんか 子ども支援課</p>	<p>ふりがな表記ありの件数を20件から57件まで増やした。新規に 申請書や周知文書などを作成する際、可能な限りふりがな表記を 行った。</p>
<p>こそだ そうごうしえん 子育て総合支援 センター</p>	<p>ポスター、チラシ、リーフレット、アンケート、各種申請書、手引きなど にふりがな表記をした。</p>
<p>ふくせいせいさくか 福祉政策課</p>	<p>市民への周知文書にふりがな表記をした。 ・なわて災害時地域支え合い制度同意書 ・なわてみんなの福祉プラン「第4期四條畷市地域福祉計画」 ・子ども悩み相談ダイヤル案内チラシ ・四條畷市就労準備支援事業チラシ ・なわて生活サポート相談チラシ ・いきいきネット相談支援センターリーフレット ・臨時福祉給付金(経済対策分)チラシ※生活福祉課地域福祉担当</p>
<p>せいかつふくしか 生活福祉課</p>	<p>被保険者への周知文書(生活保護のしおりなど)にふりがな表記を した。</p>
<p>こうれいふくしか 高齢福祉課</p>	<p>老人福祉センター楠風荘の利用案内パンフレット</p>
<p>ほけんねんきんか 保険年金課</p>	<p>高額療養費の口座振込案内、高額療養費の口座振込通知文書、高 額療養費の一括請求書の一部、高額療養費の一括請求書の記入 例、被保険者資格証明書の交付手続き開始のお知らせ、被保険者資 格証明書の交付について、弁明機会の付与に関する通知書、滞納さ れている方に送付する「返還請求通知書」についてふりがな表記を 行った。</p>

<p>ほけんせんたー 保健センター</p>	<p>以下の公用文書について、ふりがな表記を実施した。 ・成人検診受診券 ・肝炎ウイルス検査案内文 ・食育クッキング、お弁当クッキング ・ぱくぱく通信 ・路上喫煙・受動喫煙に関する市民アンケート</p>
<p>たわらししよ 田原支所</p>	<p>たわら通信を発行する際に読みやすいフォントを利用し、できるだけ簡単な日本語を使うように心掛けた。</p>
<p>きょういくそうむか 教育総務課</p>	<p>平成27年度から令和元年度「KyouKanヘッドラインニュース」、平成30年度「学校再編整備に関する市長、教育長との意見交換会」ポスターについてふりがな表記を実施した。</p>
<p>がっこうきゅうしょくせんたー 学校給食センター</p>	<p>毎月配布する献立表に、ふりがな表記で対応している。</p>
<p>せいしやうねんいくせいか 青少年育成課</p>	<p>ふれあい教室関係書類(ふれあい教室の案内、申込書など)にふりがなを表記した。また、教室内の掲示物についてもふりがな表記をした。放課後子ども教室の利用案内、各月の予定表にふりがなを表記した。その他に四條畷市子ども・若者育成支援行動計画へのふりがな表記、カフェピアポケットのチラシにふりがな表記を行った。</p>
<p>としよかん 図書館</p>	<p>イベントのチラシ及びポスターをわかりやすい日本語で作成するとともに、ふりがなを表記した。 館内配布物にふりがなを表記した。(利用案内、新刊案内、としよかんだよりなど) 図書館利用に係る申込書類にふりがなを表記した。(利用申込書、予約カードなど) ブックスタート事業における配布物にふりがなを表記した。(事業説明書、ブックリストなど)</p>
<p>ぎやうせいいんかいじむきよく 行政委員会事務局</p>	<p>市民への周知文書(各投票所に貼り付け)である「投票にこられた方へ」をふりがな表記へと変更した。</p>

「公用文書等の『ふりがな表記の基準』に基づく進捗について

本市では、平成27年7月に「公用文書等の『ふりがな表記の基準』」を策定しました。これによって、市が市民向けに作成する文書にふりがな表記を行うことを推進しています。これまでの進捗状況は以下の通りです。

難しいイメージの公用文書ですが、ふりがな表記やイラスト、やさしい日本語を使用するなど、職員が今一度作成方法を見直すことによって、外国人住民や非識字者、子どもから高齢者、障がいのある人など、より多くの人に正確に情報を伝えることができると考えています。また、全国統一様式の関係でふりがな表記などの対応ができない場合、窓口での丁寧な対応や、ふりがな表記、やさしい日本語で作成した見本の設置などの工夫をしています。

	文書数	ふりがな実施済	未実施	全国統一様式など
平成27年度	518	93(18.0%)	336(64.9%)	89(17.2%)
平成28年度	700	182(26.0%)	328(46.9%)	190(27.1%)
平成29年度	694	217(31.3%)	288(41.5%)	189(27.2%)
平成30年度	708	245(34.6%)	282(39.8%)	181(25.6%)
令和元年度	696	250(35.9%)	250(35.9%)	196(28.2%)

パーセンテージは、小数点第2位を四捨五入したおよその数です。

しじょうなわてしないしきじ にほんごきょうしつげんきょうちようさけっかしゅうやくひよう
四條畷市内識字・日本語教室現況調査結果集約表

教室名	四條畷市にほんご教室・キッズ教室	みんなきてや学級
記入者名前	森 大和	北村 良行
教室の目的	日常生活のなかで「読み」「書き」「ことば」など、日本語に困っている日本人や外国人住民の日本語習得や文化の学習、学習者同士の情報交換、市民との交流などの支援	障がいがある人たちが、奪われた学習、経験を取り戻す。(文房具を買いに行く、電車に乗るなど) 字が読めなくても胸を張って生きることができるまちにする。
教室の開催場所	四條畷市立公民館	四條畷市立公民館
公設・民設の別	公設	民設
開催日時	毎週木曜日 10時30分～12時 毎週金曜日 18時30分～20時 (祝日やお盆、年末年始、施設休館日は休み)	毎週火曜日 18時から18時45分 (夏休みは8月に2回から3回)
年間教室開催数	(令和元年度実績) 82回	(令和元年度実績) 30回
主な学習者(対象)	・四條畷市内及び近隣市在住の日本語の学習をしたい人 ・外国籍または外国にルーツのある子ども	障がいがある人
学習者の募集方法	・市民課で転入届を提出した人に案内チラシを配布 ・市ホームページ・口コミ など	
参加費	無料	無料
1回の平均参加者数	木曜日 6人 金曜日 15人	1人
学習者数の傾向	増加	横ばい

<p>国籍別学習者数 *令和2年3月末現在</p>		<p>日本 4人 ベトナム 30人 中国 23人 フィリピン 5人 インドネシア 5人 ブラジル 5人 韓国 4人 ネパール 2人 オーストラリア 1人 台湾 1人 ミャンマー 1人 アメリカ 1人</p> <p>合計 82人</p>	<p>日本 1人</p>
		<p>小学生未満(7歳未満) 6人 小学生(7歳~12歳) 5人 中学生(13歳~15歳) 1人 16歳~29歳 42人 30歳代 17人 40歳代 4人 50歳代 6人 70歳代以上 1人</p>	<p>30歳代 1人</p>
学習の際の保育		有	無
障がい者の参加		有	有
講師数の傾向		横ばい	横ばい
講師数		21人	1人
講師の受け入れ条件	資格	不要(ただしボランティア養成講座などの講師研修に必ず参加すること)	不要
	謝礼	有(交通費程度)	有(1,500円/回)
	募集方法	市ホームページ及び公民館だよりに掲載	募集していない
	採用方法	(面接の実施など)教室見学後、本人の希望で登録	(面接の実施など)話し合い
講師の講習・研修会について		<p>ボランティア養成講座受講 大阪府や他市町村などが主催する講座や研修会に参加</p>	なし

学習形態		個別・集団学習	個別
現在の講師数について		不足している	不足している
学習内容		<ul style="list-style-type: none"> ・学習者一人ひとりの学習目的やレベル、進み具合に合わせて、個々の教材・資料などで学習 ・日本語能力試験受験のための学習 ・学習者が持参する学校などからの手紙やプリント、仕事の書類、各種機器の取扱説明書 など 	<p>学習者がしたい学習・経験、料理</p> <p>例えば、学習者が通う作業所で、服をかう体験をしようとなったときに、学習者が、「服をかう計算がしたい」と言って、計算(千円単位の)・お金を払う学習をする。</p>
主な教材		<ul style="list-style-type: none"> ・市販教材(「みんなの日本語」「いっぽにほんごさんぽ」「パターン別徹底ドリル日本語能力試験」ほか) ・大阪府などの識字・日本語教材(「現代生活・日本語カタログ」「にほんご春夏秋冬」「にほんごこんにちには」ほか) 	講師が作成・LLブック・漢字ドリル
教室運営費	年間運営予算 (令和元年度実績)	376,476円	30,000円
	主な運営資金源	市予算	市補助金
教室の広報の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・市民課で転入届を提出した人にチラシを配布 ・市ホームページ・口コミなど 	していない。
学習以外の行事		<ul style="list-style-type: none"> ・お花見体験 ・公民館フェスティバル「外国人の主張」 ・「浴衣de盆踊り」 ・国際交流わくわくパーティー(交流をはじめ、AED講習、外国人のための防災ガイド、マイナンバークイズなどを開催) ・北河内識字・日本語交流会への参加 ・小中学校における多文化・国際理解教育開催 ・日本文化体験(茶道体験など) ・入園・入学ガイダンスなど 	行筆はない。

<p>教室の特色</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の子どもと一緒に学習 ・他市からの参加や乳幼児と一緒に参加可能 ・教室での学習以外に学習成果を発表・披露する機会を提供（公民館フェスティバル「外国人の主張」など） 	<p>学習者が対等に自己主張してくれるような学級運営を自指している。（小さくても、「できた」ことで、自信・信頼関係が生まれ、要求・自己主張が出てくると考えています。）</p>
<p>学習者の学習の動機又は目的など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語の「読み」「書き」「ことば」の習得 ・日本の習慣や文化などの学習 ・母語での情報交換、交流 ・日本語能力試験受験のための学習 ・友人づくり ・日本人とのコミュニケーション希望 	<p>コンビニに行くけどお金が払えないので、お金の計算の学習をする。</p>
<p>教室の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学習者の増加及びニーズの多様化により、学習者に合わせた学習内容に対応できるボランティア講師が不足している。また、それらに対応するためのボランティア養成講座及び研修が、行政主導ではなく教室主導でしか実施できていない。 ・特に外国籍及び外国にルーツのある子どもへの支援に関して、教育委員会や学校、その他関係機関との連携が不足している。 	<p>講師が少ないので、経験（買い物に行く・料理など）がここ2年、出ていない。</p>
<p>災害や感染症等発生時の学習者への対応について現状と課題</p>	<p>災害や感染症などの発生時の教室から学習者への情報発信については、即時性に課題があるほか、災害時に市が発信する緊急速報（エリア）メールなどについても、学習者から「内容がわからない」という意見が頻繁に出ている状況にある。</p> <p>また、平常時においては、災害情報などの学習機会を設けているが、本市で作成している「防災マップ」などの資料には、ふりがなが表記されているものの、ことばの表現が難しいものがあるほか、他機関などが作成した一部の資料ではふりがながないうえ、多言語化もされていないことがあり、にほんご教室の担当職員が必要に応じて「や</p>	<p>課題はない。</p>

	<p>やさしい日本語」の資料を別途作成している状況にある。</p> <p>非識字者だけに限らず、情報発信をすべての市民に適切に伝えるという観点からも、平常時・非常時ともに従来の公用文書などへのふりがな表記だけでなく、「やさしい日本語」による情報発信を推進する必要がある。</p>	
<p>その他特記事項</p>	<p>外国籍及び外国にルーツのある子どもやその保護者に日本の学校生活やルールに対する理解が不足していることにより、必要とする生活支援などが十分に受けられていない現状がある。</p> <p>週1・2回の教室での対応のみでは支援が困難であるため、学校・教育委員会・その他関係機関との情報共有・連携が不可欠である。</p>	

識字に関する統計資料

四條畷市の外国人住民人口

人口

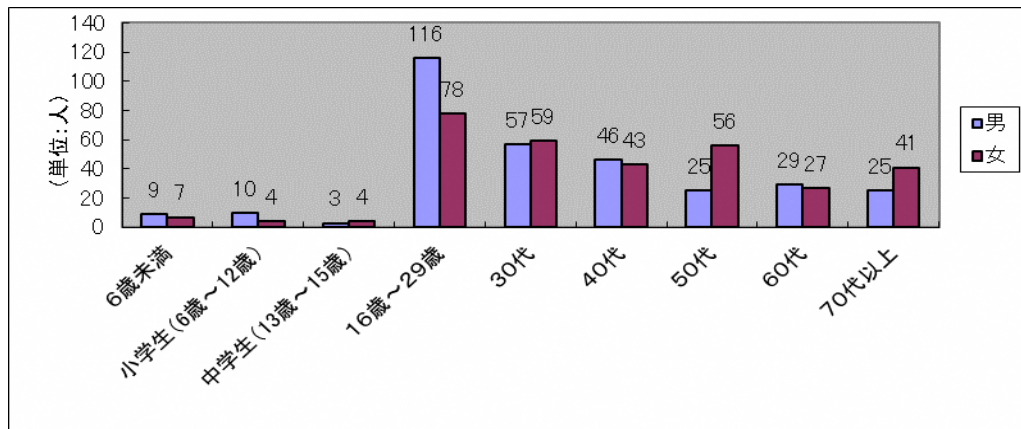
(令和2年3月末現在の住民基本台帳)

	四條畷市総人口	外国人住民人口	割合
総数	55,637人	639人	1.15%
男	27,216人	320人	1.18%
女	28,421人	319人	1.12%

(平成29年2月末現在の住民基本台帳)

	四條畷市総人口	外国人住民人口	割合
総数	55,949人	488人	0.87%
男	27,446人	238人	0.87%
女	28,503人	250人	0.88%

年代別外国人住民人口(令和2年3月末現在)



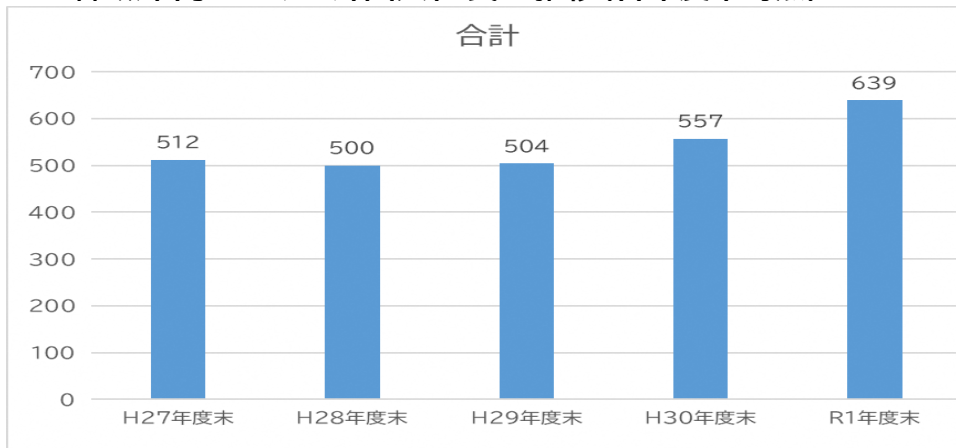
■ 国籍別外国人住民人口 (令和元年度主要な施策の実績報告より)

(単位:人) 令和2年3月31日現在(カッコ内は平成29年2月末の数)

国籍	合計	男	女	うち16歳未満
韓国	231(235)	100(108)	131(127)	6(11)
中国	135(127)	64(64)	71(63)	19(9)
ベトナム	129(21)	73(15)	56(6)	5(3)
ネパール	19(9)	12(5)	7(4)	3(3)
フィリピン	14(9)	4(1)	10(8)	0(0)
ペルー	13(11)	9(7)	4(4)	1(2)
インドネシア	13(7)	8(2)	5(5)	0(0)
アメリカ	11(7)	9(6)	2(1)	0(0)
タイ	10(8)	1(1)	9(7)	0(0)
ミャンマー	10(4)	10(4)	0(0)	0(0)
朝鮮	7(10)	3(4)	4(6)	0(0)
台湾	6(7)	1(1)	5(6)	0(0)
ブラジル	5(7)	4(4)	1(3)	0(0)
メキシコ	4(4)	2(2)	2(2)	0(0)
モンゴル	4(4)	3(3)	1(1)	1(1)
英国	4(4)	4(4)	0(0)	0(0)
ロシア	4(2)	0(0)	4(2)	1(0)
カナダ	3(3)	1(1)	2(2)	1(1)
フランス	3(3)	2(2)	1(1)	0(0)
その他	14(6)	10(4)	4(2)	0(1)
合計	639(488)	320(238)	319(250)	37(31)

※「その他」は、無国籍、カンボジア、オーストラリア、イスラエル、シンガポール、スペイン、トルコ

■ 四條畷市内における外国人住民の推移(各年度末時点)



(主要な施策の実績報告より)

がいこくじんじゅうみん しゅうがくじょうきょう
外国人住民の就学状況

しな いりょうちゅうがっこうがいこくじんおよ きこくじどうせいとすう たんにい にん
市内小中学校外国人及び帰国児童生徒数(単位:人)

れいわがねんど
 令和元年度

	ぜんじどうせいとすう 全児童生徒数	がいこくじんじどうせいとすう 外国人児童生徒数	きこくじどうせいとすう 帰国児童生徒数
しょうがっこう 小学校	2,836	10(0.38%)	0(0%)
ちゅうがっこう 中学校	1,589	4(0.26%)	0(0%)

しりょう れいわがねんがっこうきほんちようさ もんぶかがくしやう
 資料:令和元年学校基本調査(文部科学省)

へいせい ねんど
 平成28年度

	ぜんじどうせいとすう 全児童生徒数	がいこくじんじどうせいとすう 外国人児童生徒数	きこくじどうせいとすう 帰国児童生徒数
しょうがっこう 小学校	3,193	8(0.25%)	4(0.13%)
ちゅうがっこう 中学校	1,769	5(0.28%)	1(0.06%)

しりょう へいせい ねんがっこうきほんちようさ もんぶかがくしやう
 資料:平成28年学校基本調査(文部科学省)

ふしゅうがくしゃとすう じようきょう
不就学者等の状況

しな いりゆうべつちようきけつせきじどうせいとすう
市内理由別長期欠席児童生徒数

れいわがねんど
 令和元年度

たんにい にん
 (単位:人)

	ぜんじどう せいとすう 生徒数	ちようきけつせきじどう せいとすう 生徒数合計	長期欠席児童			
			びようき 病気	けいざいてき 経済的 理由	ふとうこう 不登校	その他
しょうがっこう 小学校	2,836	54(1.9%)	15	0	30	9
ちゅうがっこう 中学校	1,589	89(5.69%)	9	0	79	1

しりょう れいわがねんがっこうきほんちようさ もんぶかがくしやう
 資料:令和元年度学校基本調査(文部科学省)

へいせい ねんど
 平成27年度

たんにい にん
 (単位:人)

	ぜんじどう せいとすう 生徒数	ちようきけつせきじどう せいとすう 生徒数合計	長期欠席児童			
			びようき 病気	けいざいてき 経済的 理由	ふとうこう 不登校	その他
しょうがっこう 小学校	3,335	55(1.16%)	20	0	30	5
ちゅうがっこう 中学校	1,853	103(5.55%)	10	0	71	22

しりょう へいせい ねんがっこうきほんちようさ もんぶかがくしやう
 資料:平成27年学校基本調査(文部科学省)

おおさかふ ふしゅうがくがくれいじどうすう れいわがねんど ない へいせい ねんど
大阪府の不就学学齢児童数(令和元年度・かっこ内は平成28年度)

たんにい にん
 (単位:人)

	ごうがい 合計	しゅうがくめんじよしゃ 就学免除者	しゅうがくゆうよしゃ 就学猶予者	ねんいじよういどころふめいしや 1年以上居所不明者
しょうちゅうがくせい 小中学生	98(90)	92(81)	5(1)	1(8)

しりょう ふしゅうがくがくれいじどうせいとちようさ もんぶかがくしやう
 資料:不就学学齢児童生徒調査(文部科学省)

しょう しゃ じょうきよう
障がい者の状況

しな い しんたいしょう しゃ じ すう しゅうよう しさく じっせきほうこく
■市内の身体障がい者(児)数 (主要な施策の実績報告より)

れいわがんねんど
令和元年度

たんい にん
(単位:人)

	そうすう 総数	きゅう 1級	きゅう 2級	きゅう 3級	きゅう 4級	きゅう 5級	きゅう 6級
しかくしょう 視覚障がい	149	47	36	14	11	29	12
ちやうかく 聴覚・ へいこうきんのうしょう 平行機能障がい	244	20	55	29	52	0	88
おんせい げんご 音声・言語・そしゃ く機能障がい	37	4	4	17	12	0	0
したいふじゆう 肢体不自由	1,313	219	256	244	359	158	77
ないぶしょう 内部障がい	673	400	11	88	174	0	0
ごうけい 合計	2,416	690	362	392	608	187	177

へいせい ねんど
平成27年度

	そうすう 総数	きゅう 1級	きゅう 2級	きゅう 3級	きゅう 4級	きゅう 5級	きゅう 6級
しかくしょう 視覚障がい	136	42	36	9	11	26	12
ちやうかく 聴覚・ へいこうきんのうしょう 平行機能障がい	212	23	46	26	41	0	76
おんせい げんご 音声・言語・そしゃ く機能障がい	40	0	4	22	14	0	0
したいふじゆう 肢体不自由	1,294	221	261	262	362	129	59
ないぶしょう 内部障がい	569	345	9	72	143	0	0
ごうけい 合計	2,251	631	356	391	571	155	147

しな い りやういくてちやうほじしゃすう しゅうよう しさく じっせきほうこく
■市内の療育手帳保持者数(主要な施策の実績報告より)

たんい にん
(単位:人)

	そうすう 総数	じゅうど A(重度)	ちゅうど B1(中度)	けいど B2(軽度)
れいわがんねんど 令和元年度	613	238	130	245
へいせい ねんど 平成27年度	523	221	115	187

しな い せいしんしょう しゃほけんふくしてちやうしょうじしゃすう しゅうよう しさく じっせきほうこく
■市内の精神障がい者保健福祉手帳所持者数 (主要な施策の実績報告より)

たんい にん
(単位:人)

	ごうけい 合計	きゅう 1級	きゅう 2級	きゅう 3級
れいわがんねんど 令和元年度	429	29	226	174
へいせい ねんど 平成27年度	358	36	227	95

せいかつしゃ がいこくじん がいこく る ー つ ひとおよ ひしきじしゃ
 生活者としての外国人・外国にルーツのある人及び非識字者の

しきじしさく あんけーとちょうさ けつかほうこく
 識字施策についてのアンケート調査について(結果報告)

この意識調査は、外国人、外国にルーツのある人及び非識字者で、四條
 畷市在住、在勤、在学の人を対象にしています。四條畷市識字推進
 連絡会のご協力のもと、市にほんご教室、市内企業や事業所、近隣大学
 などを対象に調査を実施し123の回答を得ました。
 ※未回答の場合は結果に含んでいないため、回答数が合計数と一致しな
 いことがあります。
 <調査期間>
 令和2年11月2日(月)から令和2年12月7日(月)まで

きそしつもん
 基礎質問

・あなたは、何歳ですか。

10代	20
20代	67
30代	13
40代	10
50代	6
60代	1
無回答	6

・あなたの出身国、またはルーツのある国は、どこですか。【複数回答あり】

ベトナム	65
中国	16
フィリピン	12
インドネシア	8
韓国	8
日本	7
アメリカ	5
タイ	2
香港	1
オーストラリア	1

1【あなたのことについて、聞きます。】

(問1) あなたは、日本で暮らしてどれくらい経ちますか？

1	3か月以内	3
2	3か月～6か月	0
3	6か月～1年	16
4	1年～3年	58
5	4年～6年	14
6	7年以上	29
7	その他	3

(問2) あなたの国籍または、在留資格(ビザ)は、何ですか？

1	永住者	17
2	定住者	0
3	日本人の配偶者または永住者の配偶者	8
4	家族滞在	1
5	留学	53
6	特定技能	3
7	ビジネス・研修	2
8	技能実習生	23
9	日本国籍	10
10	その他	5

2.【あなたの生活について、質問します。】

(問3) ふだんの生活で困っていることや、心配なことはありますか？

【複数回答あり】

1	日本語のこと	80
2	友だちができない	28
3	家族のこと	20
4	近所の人との付き合いや行事	10
5	仕事や学校、研修先	28
6	法律のこと	19
7	結婚、妊娠、出産	5
8	子育て(子どもの進学)	7

9	こ 子どもの学校のPTA や行事 <small>がっこう ぎょうじ</small>	7
10	びょうき やけが、さいがい じこ などの緊急事態 <small>きんきゅうじたい</small>	42
11	にほん や独特の文化、しゅうかん がある	35
12	しゅつにゆうこく ざいりゅうしかく てつづ 出入国や在留資格の手続き	13
13	ぜいきん ねんきん ほけん 税金、年金、保険	41
14	しやくしよ てつづ 市役所の手続き	16
15	ほうりつ てあて きゅうふぎん しえんきん 法律でもらえる手当（給付金や支援金）	9
16	ろうご せいかつ 老後の生活	9
17	た その他	4

(問4) 困ったときに、相談する相手はいますか？

【複数回答あり】

1	ほこく かぞく ゆうじん 母国の家族、友人	64
2	にほん にいる かぞく 家族	33
3	にほん ゆうじん きんじよ ひと 日本の友人、近所の人	41
4	にほん ほこく ゆうじん 日本にいる母国の友人	60
5	しよくば がっこう けんしゅうさき ひと 職場や学校、研修先の人	41
6	しやくしよ こうみんかん 市役所や公民館	9
7	たいしかん りょうじかん 大使館や領事館	2
8	にほん ごきょうしつ せんせい 日本語教室の先生	23
9	た その他	9

(問5) あなたは、郵便局、病院、駅などの日本語で書かれた案内板や書類が
わかりますか。【複数回答あり】

1	だいたい わ 大体分かる	62
2	すこ わ 少し分かる	41
3	あまり わ 分からない	14
4	ぜんぜん わ 全然分からない	7

(問6) どんなサポートがあれば分かりやすいですか？【複数回答あり】

1	ふりがな	49
2	いろいろな国の言語で書かれている	49
3	やさしい日本語	60
4	絵やイラスト	58
5	その他	3

(問7) あなたは自分の家や職場(働いているところ)以外で、グループなどに入って活動をすることがありますか？

1	ある	24
2	ない	99

(問8) 問7で「1. ある」に○をつけた人に聞きます。どのような活動ですか？【複数回答あり】

1	趣味やサークル	9
2	日本語教室	17
3	子育て・介護グループ	3
4	PTAなど学校のグループ	2
5	母国の人が集まるコミュニティ(日本人がリーダー)	9
6	市の講座やイベント	2
7	その他	4

3. 【あなたの職場(働いているところ)について聞きます。】

(問9) あなたは今、働いていますか？【複数回答あり】

1	会社員	30
2	アルバイト・パート	58
3	自営業	2
4	学生(小学生、中学生、高校生、大学生など)	19
5	働いていない	9
6	その他	7

(問10) 日本で働いている人または働いたことがある人に聞きます。
職場で、日本語が分からなくて困ったことがありましたか。

1	ある	85
2	ない	28

(問11) 問10で「1. ある」に○をつけた人に聞きます。
どのようなことで困りましたか。【複数回答あり】

1	書類などを日本語で書くこと	62
2	職場や会社のルールやマニュアルの日本語が 難しい、読めない	39
3	職場や会社の人話すのが速い	48
4	日本語を勉強したいが、残業が多い	5
5	給料や休みなどのくわしい説明がない	4
6	職場や会社に日本語の研修がない	12
7	職場や会社に相談できる人がいない	6
8	その他	1

(問12) いままで日本で働いたことがある人に聞きます。どのようなサポートがあると、より働きやすいと思いますか。【複数回答あり】

1	日本語を定期的に教えてくれること	46
2	日本語での生活について定期的に教えてくれること	41
3	困ったときに相談できる人が職場にいること	57
4	仕事のマニュアルがあること	13
5	仕事に必要な手紙や資料などにふりがながあること	36
6	仕事に必要な手紙や資料などがやさしい日本語で書いてあること	46

(問13) 問9で「5. 働いていない」に○をつけた人に聞きます。
働いていないのは、なぜですか？【複数回答あり】

1	日本語が話せないから	4
2	日本語の読み書きができないから	1
3	仕事を探しているけれど、働く場所が見つからないから	0
4	病気、けがをしていて、働くことができないから	2
5	定年退職をしたから、または、妊娠や出産、介護などで休んでいるから	1
6	新型コロナウイルス感染症が広がり、仕事なくなったから	1
7	その他	8

4. 【日本語の学習について、質問します。】

(問14) あなたの日本語力について教えてください。「話すとき」「読むとき」「書くとき」「聞くとき」について、それぞれ書いてください。

(1) 話すとき：日本語で会話ができる

1	できる	72
2	少しできる	49
3	できない	1

(2) 読むとき：市役所や学校からの案内やお知らせを読んで理解できる

1	できる	46
2	少しできる	68
3	できない	9

【災害のとき】：「緊急地震速報」や「災害・避難情報」などのメールを読んで理解できる

1	できる	47
2	少しできる	60
3	できない	16

(3) 書くとき：日本語で手紙を書いたり、メールを打ったりできる

1	できる	42
2	少しできる	74
3	できない	6

(4) 聞くとき：テレビやラジオのニュースや番組を理解できる

1	できる	37
2	少しできる	80
3	できない	6

【災害のとき】：防災行政無線を聞いて、理解できる

1	できる	36
2	少しできる	60
3	できない	26

(問15) あなたは、これまでどんな方法で日本語を勉強しましたか？

【複数回答あり】

1	家族や友人に教えてもらった	27
2	ひとりで勉強した	58
3	自分の国の日本語学校や教室	51
4	自分の国の職場	9
5	日本の日本語学校	51
6	自分がくらす地域の日本語教室	35
7	日本の職場・学校	39
8	特に勉強していない	9
9	その他	4

(問16) あなたは、四條畷市の日本語教室に行ったことがありますか？

1	ある	46
2	ない	76

(問17) 問16で「1. ある」に○をつけた人に聞きます。なぜ、日本語教室に行きましたか？【複数回答あり】

1	無料で日本語を勉強することができるから	36
2	先生が話し相手になってくれるから	26
3	同じ国の出身の人と会って話をするすることができるから	15
4	違う国の人と会って話をするすることができるから	16
5	先生が困ったときに相談に乗ってくれるから	21
6	日本語を勉強して家族や友人と話せるようになりたいから	16
7	日本語で勉強がしたいから	19
8	その他	7

(問18) 問16で、「2. ない」に○をつけた人に聞きます。

(1) 日本語教室に行きたいと思えますか。

1	はい	47
2	いいえ	31

(2) 日本語教室に行かない、または行くことができない理由は何でしょうか。【複数回答あり】

1	有料の日本語教室に通っているから	6
2	日本語教室では物足りないから	1
3	日本語教室で勉強する必要がないから	7
4	仕事や勉強が忙しくて行けないから	43
5	特定の時間や曜日は行けないから	7
6	その他	14

その他回答：教室があることを知らなかった。

子育てが忙しいから。

自分で勉強している。

場所が分かりません。

日本語の授業に払いたくない。

(問19) 日本語教室について、希望などありますか？

- ・若い先生はいますか。
- ・時間を増やす。
- ・時間がありません。
- ・もっと会話を勉強したい。
- ・曜日を増やしてほしい。
- ・もっと勉強時間長くしてほしい、色々日本文化の講座も受けたいです。
- ・できれば勉強時間は、休みの日にしてほしい。
- ・すべての日常の単語を知りたいです。
- ・曜日についてももっとフレックスにやってほしい。今までずっと木曜日、金曜日ですが、仕事と被ってしまっていて行けなくなった。できれば、第1と第3週は月曜日と水曜日、第2第4週は木曜日、金曜日とかに変更してほしいです。
- ・土曜日、日曜日、日本語勉強したいです。
- ・日本語教室でパソコンの使い方を教えてほしい。スマホのメールの仕方を教えてほしい。
- ・オンラインで教室があれば入りたいと思う。
- ・日本語教室があることを知らなかった。
- ・会話を増やしてほしい。
- ・イベントとかを行えば嬉しいです。
- ・今で感謝しています。
- ・日曜日に教室があればもっと勉強できます。
- ・多い方がよい。

5. 【これまでの学習の場面について質問します。】

(問20～問21までの質問は、生活者としての外国人、外国にルーツのある人のみ答えてください。)

(問20) あなたは、日本の学校（小学校・中学校など）に通ったことがありますか。

1	ある	32
2	ない	80

(問21) 問20で「1. ある」に○をつけた人に聞きます。

これまで日本の学校で勉強や学校で困ったことがあれば、書いてください。

- ・ 小学校低学年までは、引っ込み思案で「答えの分かる人は拳手」という場面が苦手でした。
- ・ 予防接種の後遺症で高熱を出したり、脳髄膜炎で高熱を出す度に記憶を失い、学校の勉強についていけず、非識字者となったため、学校でのサポートがあったらよかった。普通学級ではなく、特殊学習級（支援学級）に移してもらいたかった。
- ・ 作文を書くのに苦労しました。
お弁当を作る風習がない。作り方がわからない。
- ・ 自分が話したことが、相手に伝わらなかったこと。
- ・ 同級生とのコミュニケーションで流行がわからなくて会話に追いつけないので、母国の人とだけ、コミュニケーションをとるようになった。
- ・ 研究文章を書くには難しいです。
- ・ Google やアプリで翻訳する。

(1) 文字の読み書きや会話で困ったときに、誰が助けてくれましたか。

1	家族・親戚	12
2	友人・知人	17
3	学校の先生	14
4	近所の人	1
5	日本語教室の先生	11

(2) 困ったとき、どんな手助け（サポート）があれば良いと思いますか。

- ・ 1対1の相談 ・ 助言をいただければいいです。
- ・ 分かりやすく教えてくれたら ・ サポート
- ・ 子どもが小学校に入学してから学校の「おたより」、手紙が多くて特に入学した直後に記入する書類もよくあり、もっと「やさしい日本語」で書いてくれると助かります。自分自身は、主人と2人で一緒に対応できたけど（主人は日本人です）、もし「英語版」や「中国語版」もあれば助かると思います。必要があればこちらが学校の書類の翻訳を手伝えます。
- ・ 日本語が分からないときに、ベトナム語に通訳してほしい。
- ・ 助けが必要です。
- ・ すぐに相談できる人が身近にいたり、足を運べる支援施設。現在就労継続支援（B級）に通っているが家族のことは相談できない。
- ・ フィリピン語で通訳してくれると分かりやすいです。
- ・ 日本語教室もっと時間を増やしてほしい。
- ・ 日本語教室の先生とLINEで交流したいです。
- ・ 分からない単語があったときに、「また？」とか言わずに快く教えてほしいです。

6. 【子どもがいる人に質問します。】

(問22) あなたの子どもは、何人ですか？

1	1人	8
2	2人	10
3	3人以上	6

(問23) 小学校入学前の子どもがいるとき、知りたいこと、知りたかったことはなんですか？【複数回答あり】

1	多言語母子手帳を手に入れる方法	3
2	検診や予防接種などの案内	3
3	日本の子育て事情	10
4	保育施設のこと	8
5	地元の子育てサークルの活動	5
6	学校や教育のこと	9
7	外国語が話せる医者がある病院のこと	5
8	その他	1

(問24) 小学生以上の子どもの教育で不安なことを教えてください。
【複数回答あり】

1	日本語学習	9
2	母語や母国についての学習	8
3	日本での進学	11
4	母国での進学	1
5	差別やいじめ	10
6	教育や進学にかかるお金	6
7	塾やサポート教室の情報	6
8	給食費や、教材費の支払いなど	1
9	特になし	3
10	その他	0

7. 【市役所の取組みについて、質問します。】

(問25) あなたは市役所からの情報やお知らせは、どのように手に入れて
いますか？【複数回答あり】

1	市の広報誌（例：四條畷LIFE）から	28
2	市の公式LINE や twitter などの SNS から	8
3	市のホームページから	17
4	地区の掲示板や回覧板から	20
5	家族や親せきから	17
6	日本語教室の学習者、先生から	21
7	日本の友人、近所の人から	13
8	日本にいる母国の友人から	11
9	その他	11

(問26) あなたは、市の広報誌（四條畷LIFE）を知っていますか？
読んだことはありますか？

1	知っているし、毎月読んでいます	12
2	知っているし、時々読んでいます	22
3	知っているけど、読んだことはない	18
4	知らない	55

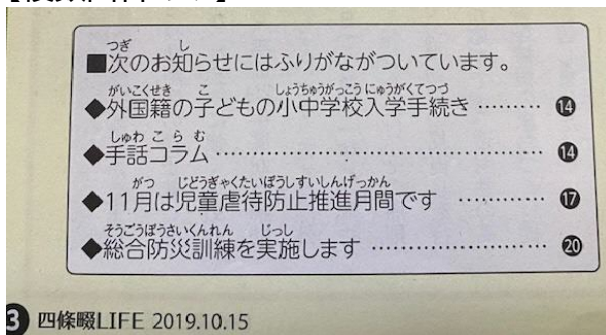
(問27) 問26で、「3. 知っているけど、読んだことはない」に○をつけた人に質問です。読まないのは、なぜですか？

1	読む時間がないから	7
2	日本語が難しくくて読めないから	19
3	その他	1

(問28) 問27で、「2. 日本語がむずかしくて読めないから」に○をつけた人に質問です。どのような広報の記事なら、読みやすくなりますか？
【複数回答あり】

1	英語で書かれた広報誌の記事	4
2	やさしい日本語で書かれた広報誌の記事	10
3	漢字のとなりにふりがなが書かれてある広報誌の記事	16
4	その他	0

(問29) 市役所の広報誌には、命に関わることなど大切な情報にふりがながあります。あなたは、そのような取り組みを知っていますか？
【複数回答あり】



広報誌・四條畷LIFEの例

1	知っている	26
2	知らない	91

(問30) 市役所では、市民のみなさまに安心して窓口に来てもらえるように、窓口にはふりがながある申請書を置いています。また、市民のみなさまに情報が伝わりやすいように、チラシにやさしい日本語を使っています。あなたは知っていますか（見たことがありますか）。

印鑑登録証明書 交付申請書

四條市 市 令和 年 月 日

印鑑住所 四條市 ()

氏名 フリガナ ()

性別 ()

生年月日 天正・昭和・平成・令和・西暦 ()

代理人が申請する場合は、次の欄にも記載してください。

代理人住所 四條市 ()

氏名 フリガナ ()

性別 ()

生年月日 天正・昭和・平成・令和・西暦 ()

本人確認書類

運転免許証 在留カード

住民票簿記載 外国人登録簿記載

選挙人名簿記載 健康保険証

住民票簿記載 パスポート

在留カード フラワーカード

特別永住者証明書 ()

交付 入力 照査 交付

市役所

〈注意事項〉
印鑑登録簿を添えて申請してください。

ふりがながある申請書の例

1	知っている	61
2	知らない	59

(問31) 問30で、「1. 知っている（見たことがある）」に○をつけた人に聞きます。「やさしい日本語」や「ふりがな表記」は、あなたが情報を手に入れるために役に立っていますか？

1	そう思う	67
2	そうは思わない	3

(問32) あなたは、市役所に行ったことがありますか？

1	ある	107
2	ない	13

(問33) 市役所での手続きについて、困った、むずかしいと思ったことはありますか？

1	ある	54
2	ない	53

(問34) 問33で、「1. ある」に○をつけた人に聞きます。それは、どんなことですか？【複数回答あり】

1	どんな手続きが必要か分からない	15
2	市役所のどこに行けばいいか分からない	12
3	市役所の職員の説明や、書類の文章がむずかしい	26
4	手続きに必要な書類が多い	20
5	日本語（または母国語、英語）が伝わらない	26
6	その他	3

その他回答：・住民票をもらいに行ったとき、「住民票の申請用紙」に書いてある欄が多くてよくわからない。
 ・外国人を見たらパニックになって、日本語で話してもちゃんと聞いてくれないスタッフの方がいらっしました。

(問35) 市役所の窓口について、どんなものがあればいいと思いますか？【複数回答あり】

1	市役所の仕事の内容が、いろいろな言語で書かれている	30
2	市役所の窓口案内が、いろいろな言語で書かれている	36
3	市役所のホームページが、いろいろな言語で書かれている	22
4	市役所のホームページが、やさしい日本語で書かれている	28
5	市役所に、外国語で相談できる場所がある、または外国語が話せる人がいる	51
6	その他	3

その他回答：1か所で相談でき、1か所で手続き申請ができるようなコーナー

8. 【災害対策について、質問します。】

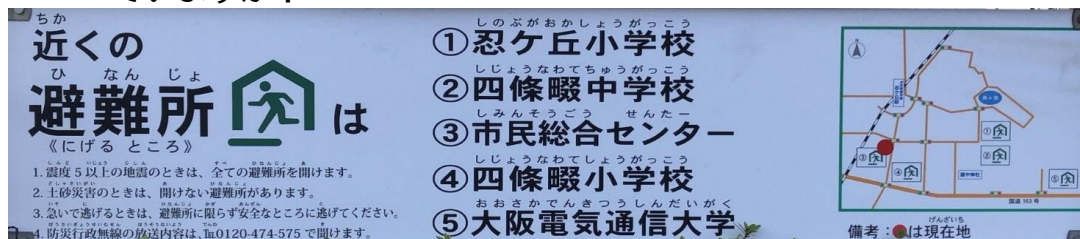
(問36) 「避難所」地震、大雨、洪水などの災害が起きたときに、逃げるところがあります。あなたは、家の近くの避難所を知っていますか？

1	知っている	57
2	知らない	63

(問37) 「防災マップ (ハザードマップ)」大雨が降ったときや、地震が起きたときにあぶないところについて書いた地図を知っていますか？

1	知っている	41
2	知らない	78

(問38) 緊急時に、市民のみなさまが急いで避難できるよう、令和2年3月に地区の広報板に避難所の案内が新しくなりました。あなたは知っていますか？



新しい案内板

1	知っている	26
2	知らない	90

(問39) あなたは、防災行政無線(市からのお知らせを放送する無線)を知っていますか。または、放送されているのを聞いたことがありますか。

1	知っている	46
2	知らない	72

(問40) 地震や大雨、感染症などの災害について、ふだんからどのような市役所のサービスがあると、安心できると思いますか。【複数回答あり】

1	やさしい日本語でのお知らせ	70
2	イラスト (※ピクトグラム) でのお知らせ	56
3	ふりがなをつけたお知らせ	38
4	英語や自分の国の言語でのお知らせ	58
5	その他	3

障がいのある人の識字施策についての

アンケート調査について(結果報告)

この意識調査は、障がいのある人で、四條畷市在住、在勤、在学の人を対象にしています。障がい福祉課、四條畷市身体障害者福祉会のご協力のもと、市内の作業所、施設を対象に調査し、39の回答を得ました。

※本人による聞き取りが困難な場合は、代理回答を実施しています。

※未回答の場合は結果に含んでいないため、回答数が合計数と一致しないことがあります。

<調査期間>

令和2年11月2日(月)から令和2年12月7日(月)まで

1. ご本人(以下、「あなた」と書いています。)について聞きます。

(問1)あなたは何歳ですか？

10代	1
20代	8
30代	3
40代	10
50代	4
60代	4
70代	4
80代	4

(問2)身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちですか。

1	もっている	36
2	もっていない	3

(問3)「1. 持っている」と答えた人に聞きます。持っている手帳の種類について○をつけてください。【複数回答あり】

1	身体障がい者手帳	13
2	療育手帳	20
3	精神障がい者保健福祉手帳	5
4	その他	0

(問4)持っている手帳の等級について教えてください。

身体障がい者手帳

1級	4
2級	6
3級	1
2種4級	2
5級	1
6級	1

療育手帳

A	15
B1	1
B2	1
1級	1

精神障がい者手帳

2級	3
3級	2

(問5)手帳が交付されたのはいつですか。

10代以内	16
20代	3
30代	2
40代	6

50代 ^{だい}	0
60代 ^{だい}	3
70代 ^{だい}	0
80代 ^{だい}	2

(問6)あなたの障^{しょう}がいについて、①～⑥のあてはまるものに○をつけてください。
【複数回答^{ふくすうかいとう}あり】

1	身体障 ^{しんたいしょう} がい	16
2	知的障 ^{ちてきしょう} がい	20
3	発達障 ^{はったつしょう} がい	3
4	精神障 ^{せいしんしょう} がい	6
5	高次脳機能障 ^{こうじのうきのうしょう} がい	0
6	難病 ^{なんびょう}	3
7	その他 ^た	2

(問7)あなたが通^{かよ}ったことがある学校^{がっこう}に○をつけてください。【複数回答^{ふくすうかいとう}あり】

1	ちいき しょうがっこう ちゅうがっこう つうじょうがっきゅう 地域の小学校や中学校(通常学級)	24
2	ちいき しょうがっこう ちゅうがっこう しえんがっきゅう 地域の小学校や中学校(支援学級)	15
3	しょう ひと しえんがっこう しょうがっこう ちゅうがっこう 障がいのある人の支援学校(小学校・中学校)	5
4	こうとうがっこう 高等学校	11
5	しょう ひと しえんこうこう 障がいのある人の支援高校	14
6	せんもんがっこう たんきだいがく 専門学校または短期大学	7
7	だいがく 大学	3
8	その他 ^た	1

(問8) あなたは、日常生活で、平日の昼間にどこで過ごすことが多いですか。
 (今年の10月に過ごした場所で1番多いものに○をつけてください。)

【複数回答あり】

1	自宅	15
2	学校	0
3	勤め先の会社など	0
4	施設・作業所など	24
5	その他	1

2. これまでの学習の場面について教えてください。

(問9) 小学校や中学校のとき、文字の読み書きや計算が難しかったり、困ったことがありますか。または、ありましたか。

1	ある(あった)	10
2	ない(なかった)	16
3	わからない	11

(問10) 問9で「1. ある(あった)」とお答えの方にお聞きします。

内容はどんなことですか？

- ・すべて(知的障がいが重度で)
- ・漢字が分からない、計算が分からない
- ・計算
- ・文字の読み書きが全くできません
- ・20歳くらいまで自閉症のため、何事にも関心を示さないことが多かった。
- ・色々丁寧に教えてもらいましたが、よく分からなかったのではと思います。
- またその後勉強(字を書いたり)しなくなったので。
- ・読み書き計算など理解できない。真似て書くくらい(ほとんど読めない)
- ・小学生(3年生)まで漢字や計算がまったく分からなかったのですが、3年生の途中から漢字ができるようになり、担任の先生から親に病院で見てもらった方がいいと言われたと聞かされました。

(問11)あなたが、文字の読み書きや計算が難しかったり、困ったときに、周りの人からサポートはありますか。または、ありましたか。

1	ある(あった)	12
2	ない(なかった)	14
3	わからない	8

(問12)あなたが学習をするときに、欲しかったもの、手伝ってほしかったことは何ですか。

- ・ほぼマンツーマンで教えてもらえていたかと思えます。
- ・色々な書類など読み書きをするとき、字が小さくて読みにくくて困ることが多い。目が悪いので、右上がりになってしまうので困る。手伝ってもらっています。
- ・音声取得などがあれば良いと思えます。
- ・計算になぜか強いけど言葉の遅れがひどくそれに伴い、読み書きが遅れました。
- ・やる気がないと難しいと思えます。
- ・日常使う言葉を教えてほしかった。
- ・小学校のまわりの人が無視をした。
- ・電卓
- ・作業所の職員さんに作業の手順を教えてもらっているのとくにありません。

(問13)学校を卒業した方に聞きます。もう一度学習したい気持ちはありますか。

1	ある	7
2	教えてくれる人が家に来てくれるなら学習したい	0
3	教えてくれる人が、作業所やグループホームに来てくれるなら学習したい	8
4	ない	23

1. 2. 3と答えた人に聞きます。例えば、どのようなことを学びたいですか。

- ・仲間と一緒に学習してくれるのでは、親の希望です。せめて自分の名前が書けるようになればと思います。
- ・読み書きを通じて、言葉の意味を教えてください。
- ・中学3年生の時に登校拒否になったので、小学生の高学年からやり直したいです。
- ・お金の払い方
- ・社会に役立つこと
- ・なんでも
- ・文字、計算
- ・福祉の勉強
- ・パソコン
- ・常識一般なこと

(問14) 四條畷市内の小中学校には、教員のほかに、学校支援員や介助員という職員がいます。障がいのある児童生徒をサポートする人です。あなたは知っていますか。

1	知っている	23
2	知らない	9
3	分からない	6

3. あなたの日常生活について聞きます。

(問15) あなたは、外出するとき、バスや電車を利用していますか。

1	利用する	21
2	利用しない	17

(問16) 問15で「1. 利用する」とお答えの方に聞きます。これまでバスや電車を利用するときに、困ったことはありますか？

1	ある	9
2	ない	17

(問17)問16で「1. ある」とお答えの方に聞きます。困ったことはなんですか？

【複数回答あり】

1	切符の買い方が分からない	5
2	乗り換え方(行き方)が分からない	6
3	駅の人や周りの人に手伝わってもらうことがむずかしい	3
4	その他	4

その他回答:バスの乗り降りが大変です、視覚障がい

(問18)問15で「2. 利用していない」と答えた方に聞きます。

バスや電車を利用していない理由を教えてください。

<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車があり、自分で運転する。 ・歩いている。 ・字が読めないなので、作業所以外ひとりで外出したことがない。 ・平日は送迎車、通院なども自家用車を利用しているため。 ・日常では送迎車を利用しているため ・押し車を利用しますので、乗り降りが難しいのでタクシー利用しています。 ・ひとりで外出できない。 ・ひとりで外出することがありません。 ・あまり出かけない、出かけるとしたら車だから ・乗り換え方(行き方)が分からない ・ひとりで利用できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体が不自由なため。 ・電車、車(同乗)
--	---

(問19)あなたは、買い物などするときに、困ったことはありますか。

1	ある	13
2	ない	22

(問22)あなたは、市や地域のイベントや講座にどのくらい参加することがありますか？（例：地域の夏祭、市民文化祭、市民体育祭など）

1	1年間に数回参加する(めったに参加しない)	23
2	半年間に数回参加する(たまに参加する)	4
3	2～3か月に数回参加する(時々参加する)	4
4	1か月に数回参加する(よく参加する)	3

(問23)「1.1年間に数回参加する」または「2.半年間に数回参加する」とお答えの方にお聞きします。あまり参加しないのは、なぜでしょうか。

1	行きたいと思うイベントや講座がないから	14
2	イベントや講座を開催している場所まで行くことができないから	2
3	参加するための時間がないから	4
4	そもそも、イベントや講座をやっていることを知らないから	4
5	嫌な思いをしたことがあるから	1
6	その他	4

その他回答：・行くことそのものに困難さがある

- ・年齢のため、行かない
- ・視覚障がい
- ・人が集まる場所が苦手
- ・休みの日はゆっくりしたいから
- ・特に行きたいと思わないです

4. 市の取組みについて聞きます。

(問24)あなたは、市役所に行ったことがありますか。

1	行ったことがある	34
2	行ったことがない	4

(問25)「2.行ったことがない」と答えた方に聞きます。それはなぜですか。

1	行くことに不安があるから	0
2	どのようなことが市役所でできるのかわからないから	0
3	一度市役所に行ったが、どこに行けばいいかわからなかった	0
4	行く必要がないから	2
5	その他	1

その他回答:母がすべてするから

(問26)市役所では、市民のみなさまに安心して窓口に来てもらえるように、窓口にはふりがながある申請書を置いています。また、市民のみなさまに情報が伝わりやすいように、チラシにやさしい日本語を使っています。あなたはそのような取り組みを知っていますか。または見たことがありますか。

The image shows a sample application form titled '同意書' (Consent Form). It contains several lines of Japanese text, likely explaining the purpose of the form and the applicant's consent. Below the text, there are fields for '申請書' (Application Form), '住所' (Address), and '申請者氏名' (Applicant Name). There is also a section for '申請日' (Application Date) with fields for year, month, and day. A small box on the right side of the form contains the text '申請人(申請者)の署名' (Signature of Applicant (Applicant)).

じっさい つか じんせいしよ
実際に使っている申請書

1	知っている(見たことがある)	10
2	知らない(見たことがない)	18
3	わからない	9

(問27)「1.知っている(見たことがある)」とお答えの方にお聞きします。

「やさしい日本語」や「ふりがな表記」を使った取組みは情報を入手するために役に立っていると思いますか？

1	思う	8
2	思わない	1

(問28)四條畷市社会福祉協議会には、ホームヘルプサービスや福祉移送サービス事業など、障がいのある人でも利用できるような事業があります。あなたは、それについて知っていますか？

1	知っている	26
2	知らない	7

(問29)問28で「2.知らない」と答えた人に聞きます。

今後、利用したいと思いますか。

1	思う	5
2	思わない	8

(問30)あなたは、これまで市役所の窓口で何か困ったことはありますか。

1	ある(あった)	4
2	ない(なかった)	19
3	わからない	13

(問31)「1.ある(あった)」とお答えの方に聞きます。どのようなことで困りましたか。【複数回答あり】

1	どんな手続きが必要か、わからない	2
2	市役所のどこに行けばいいかわからない	1
3	市役所や学校の人の説明、手紙の文章がむずかしい	1
4	手続きに必要な書類が多い	3
5	言いたいことが伝わらない	1
6	その他	1

その他回答: 職員の知識不足

(問32)あなたは、市の広報誌を知っていますか？読んだことはありますか？

1	知っているし、毎月読んでいます	12
2	知っているし、時々読んでいます	3
3	知っているけど、読んだことはない	11
4	知らない	7

(問33)問32で、「3. 知っているけど、読んだことはない」と答えた人に聞きます。読まないのは、どうしてですか？

1	読む時間がないから	0
2	内容がむずかしくて読めないから	7
3	その他	4

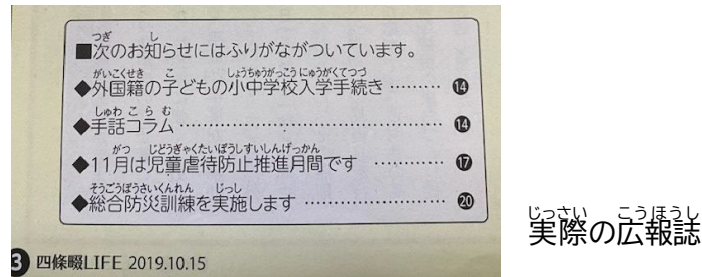
(問34) 問33で、「2. 内容がむずかしくて読めないから」と答えた人に質問です。

どのような広報の記事なら、読みやすくなりますか？

1	イラストを多く使った広報誌の記事	4
2	やさしい日本語で書かれた広報誌の記事	3
3	漢字のとなりにひらがなが書かれてある 広報誌の記事	3
4	その他	0

(問35) 市役所の広報誌にも、防災についてなど一部にふりがなをふっています。

あなたは、そのような取り組みを知っていますか。または、見たことがありますか。



実際の広報誌

1	知っている	10
2	知らない	11
3	わからない	12

(問36) 「避難所」 地震、大雨、洪水などの災害が起きたときに、逃げるところが

あります。あなたは、家の近くの避難所を知っていますか。

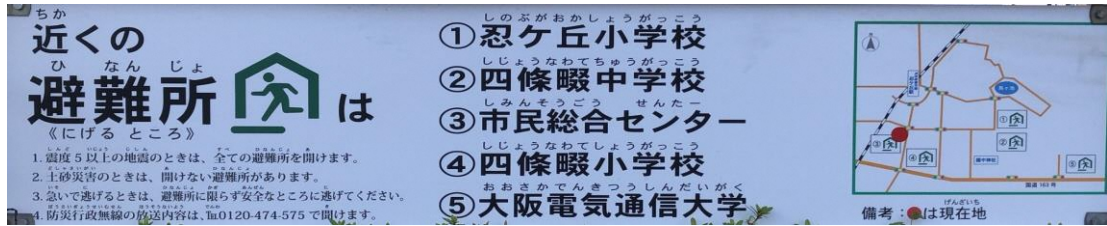
1	知っている	20
2	知らない	13

(問37) 「防災マップ(ハザードマップ)」 大雨が降ったときに危ないところ、地震

が起きたときに危ないところを書いた地図を知っていますか？

1	知っている	11
2	知らない	22

(問38) 緊急時に、市民のみなさまがはやく避難できるよう、令和2年3月に地区の広報板に「避難所の案内」が新しくなりました。あなたは知っていますか。



あたらしい 広報板
新しい広報板

1	知っている	12
2	知らない	11
3	わからない	10

(問39) あなたは、防災行政無線(市からのお知らせを放送する無線)を知っていますか。または、実際に放送されているのを聞いたことがありますか。

1	知っている(聞いたことがある)	24
2	知らない(聞いたことがない)	10

(問40) あなたは、市からの情報やお知らせをどのように入手していますか。
【いちばんよく使うものを①～⑥のどれか1つに○をしてください。】

1	市の広報誌	13
2	市のホームページ	2
3	市の公式ラインやツイッターなどの SNS	0
4	地区の掲示板や回覧板	9
5	家族や友人から教えてもらう	9
6	その他	0

(問41) 障がいのある人が 幼いころから、学習や社会的経験において、自分の意志で自由に学習や外出、買い物が十分にできなかったと思われることについて、「こんな市になれば生活がしやすい」や「こんな事ができれば、もっとひとりで外出することができる」など、ご意見を書いてください。

・重度の障がいのため、ひとりで行動させることができません。ひとりになることがない。

・外出支援してもらえるヘルパーや、訓練してもらえる施設やセラピストが増えればいいなと思います。

・成人になっても、学習支援がもっと充実できればいいと思います。

・みんなが障がいの知識を持つ。思いやり。他人のことを思う。

・そもそも障がい者の窓口になる障がい福祉課の職員が何も理解していないので、健常児、母が話していても困ることもあるので、障がい者本人は何も理解できなくて不愉快。

・福祉サービスの法整備を進める、サービス業事業者の充実化。

・商店街がもっと居心地のいいようになるといい。

・ヘルパーがいたら外出できると思う。

・今はヘルパーさんが利用できるのであまり不自由ない。

・よろしくお願ひします。給料をあげてください。

・自転車の安全講習(①障がい者講習会専用として②買い物施設通いの利用)

四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり条例

平成15年12月11日

条例第20号

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と世界人権宣言はうたっています。このことは、すべての人が基本的な人権を享有し、法の下に平等であると定めている日本国憲法と共通の理念であります。本市は、世界人権宣言45周年にあたる平成5年に人権尊重の思想をはぐくみあい、実践することを決意し「人権擁護都市」の宣言をいたしました。しかし、今なお人としての権利を踏みにじるような差別事象が見られるのが現状です。

市民一人ひとりにはかけがえのない存在であり、それぞれの個性や価値観、生き方などの違いを認め合い多様性を尊重することが必要です。性別、障害の有無、社会的出身、あるいは人種や民族など本人が選ぶことができない事柄によって人としての生き方の可能性が不当に制約されたり、差別されることのない社会を築く必要があります。

市民すべてが自分らしさを輝かせ、様々な異なりをもった他者との出会いを通じて社会参加できる人権文化豊かな四條畷市の創造をめざして、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、人権文化をはぐくむまちづくりのため、市の責務と市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策を積極的に推進し、すべての市民の人権が尊重される人権文化豊かな社会の実現に資することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点を施策に生かすとともに、市民の自主性を尊重して人権尊重の理念の普及を図るなど人権に関する施策の推進に努めるものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権が尊重される社会をめざして人権の文化をはぐくまれるまちづくりの実現に努めるものとする。

(施策の推進等)

第4条 市は、人権に関する施策を効果的に推進するため、国、大阪府をはじめ、人権関係団体等との連携を図り、市民の人権意識の高揚を図る人権啓発、教育並びに人権問題に関する情報の収集及び提供等人

権に関する施策を積極的に推進し、必要な推進体制の充実に努めるものとする。

(人権文化をはぐくむまちづくり審議会)

第5条 市に、四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策の推進に関する基本的事項を調査及び審議する。

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第9号で平成16年4月1日から施行)

しじょうなわてし しきじきほんけいかくしんちやくじょうきょうとう いけん ちようしゅかい かいさいようこう
四條畷市識字基本計画進捗状況等意見聴取会開催要綱

もく てき
(目的)

だい じょう しじょうなわてし しきじきほんけいかく (以下「基本計画」という。)に係る計画の内容の
見直し及び進捗状況等の確認を行うにあたり、市民等から広く意見を聴取し、
その意見を今後の識字施策推進の参考とするため、四條 畷 市識字基本計画進
捗状況等意見聴取会(以下「意見聴取会」という。)を開催する。

さんかしゃ
(参加者)

だい じょう いけん ちようしゅかい にんい ない いいん さんか
第2条 意見聴取会は、14人以内の委員が参加する。

2 委員は、次に掲げる者から選任する。

- (1) 市民
- (2) 識字活動にかかわるもの
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 各種団体からの推薦者
- (5) 市職員

いけん ちようしゅかい
(意見聴取会)

だい じょう いけん ちようしゅかい きょういくちよう しようしゅう
第3条 意見聴取会は、教育長が招集する。

2 教育長は、前条の規定により聴取する意見を調整し、意見聴取会を円滑に
進行させるため、会長及び副会長を置く。

3 会長及び副会長は、委員の互選とする。

4 教育長は、意見聴取会の運営上必要があると認めるときは、第2条に掲げ
る者以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

じむきょく
(事務局)

だい じょう いけん ちようしゅかい じむきょく きょういくいいんかいきょういくが お
第4条 意見聴取会の事務局を教育委員会教育部に置く。

しよ ぶ
(庶務)

だい じょう いけん ちようしゅかい しよ ぶ きょういくいいんかいきょういくがしよがいがくしゅうすいしんか しよりに
第5条 意見聴取会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習推進課が処理する。

ほ そく
(補則)

だい じょう この要綱に定めるもののほか、意見聴取会の運営に関し必要な事項は、
教育長が定める。

ふ ぞく
(附則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。

しじょうなわてししきじきほんけいかくしんちやくじょうきょうとういけんちようしゆかいこうせいいん めい
四條畷市識字基本計画進捗状況等意見聴取会構成委員(13名)

れいわねんがつにちげんざい
 令和2年4月1日現在

やくしよく 役職	なまえ 名前	しよぞくとう 所属等	せんしゅつくぶん 選出区分
かいちよう 会長	いわつきともや 岩槻 知也	きょうとじよしだいがくはつたつきょういぐがくが 京都女子大学発達教育学部 きょういぐがつかきょういぐがくせんこうきょうじゆ 教育学科教育学専攻教授	がくしきゆうもの 学識を有する者
ふくかいちよう 副会長	みのだゆみこ 蓑田 裕美子	しじょうなわてししきじすいしんれんらくかい 四條畷市識字推進連絡会 かいちよう 会長	しきじかつどうもの 識字活動にかかわる者
いいん 委員	こみやみやこ 小宮 宮子	こうほしみん 公募市民	しみん 市民
いいん 委員	しいはらのりこ 椎原 紀子	しじょうなわてししきじすいしんれんらくかい 四條畷市識字推進連絡会 しじょうなわてしきょうしつだいひよう 「四條畷市にほんご教室」代表	かくしゅだんたいすいせんしゃ 各種団体からの推薦者
いいん 委員	きたむらよしゆき 北村 良行	しじょうなわてししきじすいしんれんらくかい 四條畷市識字推進連絡会 がつきゅうだいひよう 「みんなきてや学級」代表	かくしゅだんたいすいせんしゃ 各種団体からの推薦者
いいん 委員	いちかわきよこ 市川 貴代子	しじょうなわてしきょうしつ 「四條畷市にほんご教室 きっずきょうしつ キッズ教室」	かくしゅだんたいすいせんしゃ 各種団体からの推薦者
いいん 委員	もりもとゆかり 森本 由香里	しじょうなわてしそごうせいさくが 四條畷市総合政策部 みりよくそごうしつかちよう 魅力創造室課長	ししよくいん 市職員
いいん 委員	みぞぐちなおゆき 溝口 直幸	しじょうなわてしそごむが 四條畷市総務部 じんじしつかちよう 人事室課長	ししよくいん 市職員
いいん 委員	きたかずなり 喜多 計成	しじょうなわてししみんせいかつがじちようけん 四條畷市市民生活部次長兼 ちいききょうどうかちよう 地域協働課長	ししよくいん 市職員
いいん 委員	おおたゆみこ 太田 由美子	しじょうなわてししみんせいかつが 四條畷市市民生活部 じんけんしみんそうだんかちようけんしやうひせいかつ 人権・市民相談課長兼消費生活 せんたーちよう センター長	ししよくいん 市職員
いいん 委員	やまねぎなおき 山根木 直樹	しじょうなわてしとしせいびが 四條畷市都市整備部 ききかんりかちよう 危機管理課長	ししよくいん 市職員
いいん 委員	にしおかみつる 西岡 充	しじょうなわてしけんこうふくしが 四條畷市健康福祉部 しょうがいふくしかちよう 障がい福祉課長	ししよくいん 市職員
いいん 委員	とよどめとしなが 豊留 利永	しじょうなわてしけんこうふくしがじちようけん 四條畷市健康福祉部次長兼 ほけんせんたーしちよう 保健センター所長	ししよくいん 市職員
じむきよく 事務局	きむらみのる 木村 実	しじょうなわてしきょういぐいんかい 四條畷市教育委員会 きょういぐがじちようけんがっこうきょういぐかちようけん 教育部次長兼学校教育課長兼 きょういぐせんたーちよう 教育センター長	ししよくいん 市職員
じむきよく 事務局	やすだみゆき 安田 美有希	しじょうなわてしきょういぐいんかい 四條畷市教育委員会 きょういぐがしやうがいがくしゅうすいしんかちよう 教育部生涯学習推進課長	ししよくいん 市職員

じむきょく 事務局	かみもと 神本 かおり	しじょうなわてし きょういくいんかい 四條 暇市教育委員会 きょういくがこうみんかんちやうけんしゆにん 教育部公民館長兼主任	ししよくいん 市職員
じむきょく 事務局	いのうえ り さ こ 井上 理紗子	しじょうなわてし きょういくいんかい 四條 暇市教育委員会 きょういくがしやうがいがくしゅうすいしんか 教育部生涯学習推進課	ししよくいん 市職員

けいしやうりやく
(敬称略)

しじょうなわてし しきじすいしんれんらくかいかいそく 四條暇市識字推進連絡会会則

もく てき (目 的)

だい じょう しじょうなわてし しきじ にほんご きょうしつ かつどう えんかつ こうかてき
第1条 四條暇市における識字・日本語よみかき教室の活動を円滑かつ効果的に
すいしん しきじかんけいだんたいとうかん れんらくちやうせいおよ じやうほうこうかんとく おこな
推進するため、識字関係団体等間の連絡調整及び情報交換等を行うこ
とを目的とする。

めい しょう (名 称)

だい じょう ほんかい めいしょう しじょうなわてし しきじすいしんれんらくかい い か れんらくかい
第2条 本会の名称は四條暇市識字推進連絡会(以下「連絡会」という。)と称す
る。

こう せい (構 成)

だい じょう れんらくかい つぎ そしきだいひやうしや こうせい
第3条 連絡会は次の組織代表者をもって構成する。

- (1) しじょうなわてし きょうしつ
四條暇市にほんご教室
- (2) みんなきてやがっきゅう
みんなきてや学級
- (3) しやうがいがくしゅうすいしんか こうみんかん
生涯学習推進課、公民館

じ ぎやう (事 業)

だい じょう れんらくかい だい じょう もくてき たっせい つぎ じぎやう おこな
第4条 連絡会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) かいいんかん れんらくちやうせい じやうほうこうかんとく かん
会員間の連絡調整と情報交換に関すること。
- (2) しきじ にほんご けいはつおよ こうほう かん
識字・日本語よみかきの啓発及び広報に関すること。
- (3) しどうしやけんしゅう かん
指導者研修に関すること。
- (4) た もくてきたっせい しよじぎやうじっし かん
その他目的達成のための諸事業実施に関すること。

やく いん (役 員)

だい じょう れんらくかい つぎ やくいん お
第5条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) かい ちやう 1にん
会 長 1人
- (2) ふくかいちやう 1にん
副会長 1人

やくいん しよくむ (役員の仕事)

だい じょう かいちやう かいむ そうかつ ぎちやう つと
第6条 会長は会務を総括し、議長を務める。

- 2 ふくかいちやう かいちやう ほさ かいちやう じ こ しよくむ だいこう
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

やくいん にんき
(役員の任期)

だい じょう やくいん にんき ねん さいにん さまた けついん ばあい
第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の場合における
ほけつ やくいん にんき ぜんにんしや ぜんにんきか
補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

かい ぎ
(会議)

だい じょう かいぎ こうせいいん ようせい かいちよう ずいじしゅう
第8条 会議は、構成員の要請により会長が随時招集する。

じむきょく
(事務局)

だい じょう れんらくかい じむきょく しじょうなわてし きょういくいんかい きょういくがくしゅうがいがくしゅうすいしんか お
第9条 連絡会の事務局は、四條畷市教育委員会教育部生涯学習推進課に置
く。

た
(その他)

だい じょう このかいそく さだ ひつよう じこう れんらくかい さだ
第10条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、連絡会で定める。

か
附 則

このかいそく は、へいせい ねん がつ にち せこう
この会則は、平成10年11月21日から施行する。

このかいそく は、へいせい ねん がつ にち せこう
この会則は、平成12年4月1日から施行する。

このかいそく は、へいせい ねん がつ にち せこう
この会則は、平成16年4月1日から施行する。

このかいそく は、へいせい ねん がつ にち せこう
この会則は、平成20年10月1日から施行する。

このかいそく は、へいせい ねん がつ にち せこう
この会則は、平成26年4月1日から施行する。

このかいそく は、へいせい ねん がつ にち せこう
この会則は、平成30年4月1日から施行する。

しじょうなわてし しきじすいしん れんらくかい こうせいいん 5めい
四條畷市識字推進連絡会構成委員(5名)

れいわ ねん がつ にちげんざい
令和2年4月1日現在

やくしよく 役職	な まえ 名 前	やく しよく とう 役 職 等	せん しゅつ く ぶん 選 出 区 分
かいちよう 会長	みのだ ゆみこ 蓑田 裕美子	しじょうなわてし 四條畷市 にほんご 教室 コーディネーター	しじょうなわてし 四條畷市 にほんご 教室
ふくかいちよう 副会長	やすだ みゆき 安田 美有希	しじょうなわてし きょういくいんかい 四條畷市 教育委員会 きょういくがくしゅうがいがくしゅうすいしんかちよう 教育部生涯学習推進課長	しじょうなわてし 四條畷市 生涯学習推進課
いじん 委員	しいはら のりこ 椎原 紀子	しじょうなわてし きょうしつ こうし 四條畷市にほんご 教室 講師	しじょうなわてし 四條畷市 にほんご 教室
いじん 委員	きたむら よしゆき 北村 良行	みんなきてや 学級 だいひょう 代表	みんなきてや 学級
いじん 委員	かみもと かおり 神本 かおり	しじょうなわてし きょういくいんかい 四條畷市 教育委員会 きょういくがくしゅうがくしゅうすいしんか 教育部公民館長兼主任	こうみんかん 公民館
じむきょく 事務局	いのうえ りさこ 井上 理紗子	しじょうなわてし きょういくいんかい 四條畷市 教育委員会 きょういくがくしゅうがいがくしゅうすいしんか 教育部生涯学習推進課	しじょうなわてし 市職員

けいしりやく
(敬称略)

しじょうなわて し ちょうないし きじれんらくかいせつ ちようこう
四條畷市庁内識字連絡会設置要綱

せつち
(設置)

だい じょう しきじもんだいかいけつ む じょうほうこうかん かだい きょうゆう おこな しじょうなわて し ちょうない
第1条 識字問題解決に向けた情報交換や課題の共有を行うため、四條畷市庁内
しきじれんらくかい い か れんらくかい
識字連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。

れんらくかい しよしやうじむ
(連絡会の所掌事務)

だい じょう れんらくかいほんし きやうせいそしき もんだいてんおよ かいぜんあん
第2条 連絡会は、本市の行政組織における問題点及びその改善案について
けんとう
検討する。

れんらくかい そしき
(連絡会の組織)

だい じょう れんらくかい かくかちやうおよ かくしせつちやう すいせん いいん にん そしき
第3条 連絡会は、各課長及び各施設長が推薦する委員13人をもって組織する。

2 れんらくかい いいんちやうおよ ふくいんちやう お
連絡会に委員長及び副委員長を置く。

3 いいんちやう いいん ごせん さだ
委員長は、委員の互選により定める。

4 いいんちやう かいむ そうり れんらくかい だいひやう
委員長は、会務を総理し、連絡会を代表する。

5 ふくいんちやう いいん
副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

6 ふくいんちやう いいんちやう ほさ いいんちやう じこ また いいんちやう か
副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたとは
その職務を代理する。

7 れんらくかい かいぎ いいんちやう しやうしゅう
連絡会の会議は、委員長が招集する。

8 れんらくかい いいん かはんすう しゅつせき かいぎ ひら
連絡会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

いけん ちやうしゅとう
(意見の聴取等)

だい じょう れんらくかい ひつやう みと いいんいがい もの いけん き また
第4条 連絡会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴き、又
しりやう ていしゅつ もと
は資料の提出を求めることができる。

しよむ
(庶務)

だい じょう れんらくかい しよむ きやういくぶしやうがいがくしゅうすいしんか しより
第5条 連絡会の庶務は、教育部生涯学習推進課において処理する。

いにん
(委任)

だい じょう じょうこう さだ れんらくかい うんえい かん ひつやう じこう
第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、
いいんちやう べつ さだ
委員長が別に定める。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。

しじょうなわてしちやうないしきじれんらくかいこうせいいいんめい
 四條畷市庁内識字連絡会構成委員(13名)

れいわねんがつにちげんざい
 令和2年4月1日現在

なまえ 名 前	しょぞくとう 所 属 等
ぜにやしやう 銭谷 翔	そうごうせいさくがみりよくそうぞうしつ 総合政策部魅力創造室
おかじまゆうた 岡島 雄大	そうごうせいさくがひしよせいさくか 総合政策部秘書政策課
くりはらたくや 栗原 拓也	そうむがぜいむか 総務部税務課
いわもとまきこ 岩本 牧子	そうむがちようしゅうたいさくか 総務部徴収対策課
おかいちかずひろ 岡市 一宏	しみんせいかつがじんけん しみんそうだんかしゆさ 市民生活部人権・市民相談課主査
まつばらたかお 松原 孝雄	しみんせいかつがちいききょうどうか 市民生活部地域協働課
おりたちさ 織田 知沙	こどもみらいがこどもせいさくかしゆさ 子ども未来部子ども政策課主査
しばたひろみ 柴田 博美	こどもみらいがじどうはつたつしえんせんたーしゆにん 子ども未来部児童発達支援センター主任
まつもとやすひろ 松本 康博	けんこうふくしがふくしせいさくかじようせきしゆかん 健康福祉部福祉政策課上席主幹
おかべまい 岡部 真衣	けんこうふくしがほけんねんきんか 健康福祉部保険年金課
もりたともみ 森田 朋美	たわらししよしゆにん 田原支所主任
きむらみゆる 木村 実	きよういくがじちやうけんがっこうきよういくかちやうけんきよういくせんたーちやう 教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長
もりひろかず 森 大和	きよういくがこうみんかんしゆさ 教育部公民館主査

はいしやうりやく
 (敬称略)

だい じしじょうなわてししきじきほんけいかくさくていけいか
第3次四條畷市識字基本計画策定経過

かいすう 回数 ばんごう 番号	にち じ 日 時	ばしょ 場 所	ない よう 内 容
1	れいわ ねん 令和2年 がっ にち 7月30日	だい かいしじょうなわてし 第1回四條畷市 しきじすいしんれんらくかい 識字推進連絡会	だい じしきじきほんけいかく 第3次識字基本計画について
2	がっ にち 10月12日	だい かいしじょうなわてし 第2回四條畷市 しきじすいしんれんらくかい 識字推進連絡会	だい じしきじきほんけいかく 第3次識字基本計画にかかる あんけーと さくせい アンケートの作成について
3	がっ にち 10月19日	だい かいしじょうなわてし 第3回四條畷市 しきじすいしんれんらくかい 識字推進連絡会	だい じしきじきほんけいかく 第3次識字基本計画にかかる あんけーと さくせい アンケートの作成について
4	がっ にち 10月29日	だい かいしじょうなわてし 第1回四條畷市 しきじきほんけいかくしんちよく 識字基本計画進捗 じょうきょうとういけんちようしゅかい 状況等意見聴取会	だい じしきじきほんけいかく そあん 第3次識字基本計画(素案)に ついて
5	がっ にち 11月26日	だい かいしじょうなわてし 第1回四條畷市 ちょうないしきじれんらくかい 庁内識字連絡会	だい じしきじきほんけいかく そあん 第3次識字基本計画(素案)に ついて
6	がっ にち 12月7日	だい かいしじょうなわてし 第4回四條畷市 しきじすいしんれんらくかい 識字推進連絡会	だい じしきじきほんけいかく そあん 第3次識字基本計画(素案)に ついて
7	がっ にち 12月14日	だい かいしじょうなわてし 第5回四條畷市 しきじすいしんれんらくかい 識字推進連絡会	だい じしきじきほんけいかく そあん 第3次識字基本計画(素案)に ついて
8	がっ にち 12月22日	だい かいしじょうなわてし 第2回四條畷市 しきじきほんけいかくしんちよく 識字基本計画進捗 じょうきょうとういけんちようしゅかい 状況等意見聴取会	だい じしきじきほんけいかく げんあん 第3次識字基本計画(原案)に ついて
—	れいわ ねん 令和3年 がっ にち がっ にち 2月1日～3月3日	だい じしきじきほんけいかく げんあん たい いけんこうほてつづ 第3次識字基本計画(原案)に対する意見公募手続き	
9	がっ にち 3月9日	だい かいしじょうなわてし 第3回四條畷市 しきじきほんけいかくしんちよく 識字基本計画進捗 じょうきょうとういけんちようしゅかい 状況等意見聴取会	だい じしきじきほんけいかく げんあん 第3次識字基本計画(原案)への いけんこうほけつか 意見公募結果について